

官報号外

平成十四年四月二十五日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第二十八号

平成十四年四月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成十四年四月二十五日

午後一時開議

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 首都圈整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第三 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

個人情報の保護に関する法律案(第百五十一回 国会、内閣提出)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、独立

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 民間事業者の能力の活用による特

定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、民間事業者の能

力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨

時措置法の一部を改正する法律案、日程第一、首

都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等

の法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長久保

哲司君。

○民間事業者の能力の活用による特定施設の整備

の促進に関する臨時措置法の一部を改正する

法律案及び同報告書

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正す

る等の法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

(久保哲司君登壇)

○久保哲司君 ただいま議題となりました両法律

案につきまして、国土交通委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、民間事業者の能力の活用による特定施設

の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、港湾施設である廃棄物埋立護岸の適正

かつ良好な形成を図るため、廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設を港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加すること等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一日本委員会に付託され、十七日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十四日質疑に入りました。質疑においては、

近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止する等、所

要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十五日本委員会に付託され、十七日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、

昨二十四日質疑に入りました。質疑においては、

首都圏及び近畿圏における今後の都市整備のあり方、環境保全の方策等について議論が行われました。同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会

一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 教育職員免許法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、教育職員免許法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長河村建夫君。

教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

○河村建夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弾力的措置を講ずるとともに、学校教育への社会人の活用を促進するための所要の措置を講じ、あわせて、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化するもので、その主要内容は、

第一に、中学校または高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科及び総合的な学習の時間の教授を担任することができるよう

すること、

第二に、一定の教職経験を有する教員が隣接校種の普通免許状を取得しようとするときに、免許状取得のために必要な単位数を軽減するものとすること、

第三に、専門的な知識または技能を有している社会人に授与する特別免許状について、授与要件を緩和するとともに、有効期限を撤廃するものとすること、

第四に、国立または公立の学校の教員で懲戒免職の処分を受けた者の免許状は失効することとするなど、免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化するための所要の規定の整備を行うことなどであります。

本案は、四月十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

個人情報の保護に関する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

〔国務大臣竹中平蔵君登壇〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 個人情報の保護に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

高度情報通信社会の進展のもと、情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動等の面でも国民生活の面でも欠かせないものとなっております。その一方で、個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであり、個人の権利利益と密接にかかわるものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るために仕組みを整備することが急務であります。

このため、平成十一年七月以来、高度情報通信社会推進本部及び同本部改組後の情報通信技術(I-T)戦略本部のもと、有識者から成る検討の場において、個人情報保護に関する基本法制のあり方を中心に専門的かつ広範な調査審議を重ねていきました。その結果、十二年十月に、内閣総理大臣に対し、個人情報保護基本法制に関する大綱が提出されたところであります。これを受け

て、政府においては、同大綱に沿って、本法律案を取りまとめ、提出したものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにからみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本原則、施策の基本となる事項、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めること等により、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の権利利益を保護することを目的としております。

本委員会におきましては、十七日に遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日及び二十四日に質疑を行い、討論、採決の結果及び結果を御報告申し上げます。國務大臣竹中平蔵君。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、個人情報を取り扱う際の基本原則として、利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保という五つの原則を定めることとしております。

第二に、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、関係施策の総合的かつ一體的な推進を図るため政府が基本方針を作成することとするとともに、国及び地方公共団体の施策等について規定しております。

第三に、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき義務として、個人データの第三者提供の制限や、本人の求めに応じた開示、訂正等の義務を定めることとしております。同時に、義務に違反した場合における主務大臣による勧告及び命令、命令に従わない場合の罰則等も規定しております。

第四に、民間団体による個人情報の保護を推進する観点から、苦情の処理等の業務を行う団体に関する、主務大臣が認定を行うこと等を規定しております。

なお、報道、学術研究、宗教、政治の四分野に於いては、事業者の義務等に関する規定の適用を除外する一方、基本原則を適用するとともに、個人情報の適正な取り扱いのため必要な措置をみずから講じ、かつ、その内容を公表するよう努めなければならぬこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 総務大臣片山虎之助君。

〔國務大臣片山虎之助君登壇〕

ただいま議題となりました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案について、その趣旨を御説明申します。

初めに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることから、行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する措置を講じるものであります。

この法律案の要点は、第一に、行政機関は、個人情報を保有しようとするときは、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととし、行政機関の長は、当該行政機関の保有する個人情報について、利用目的の変更制

限、正確性の確保、安全確保、利用・提供の制限等を講じるものとしております。

第二に、行政機関が電子計算機処理に係る個人情報ファイルを保有しようとするときは、原則として、あらかじめ、総務大臣に対し、所定の事項を通知しなければならないものとし、さらに、所定の事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないものとしております。

第三に、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる権利を定め、開示を受けた個人情報の内容が事実でないときは、その内容の訂正を請求することができる権利を、また、開示

を受けた個人情報が適法に取得されたものでない等のときは、利用停止の請求をすることができる

ことを定めています。また、行政機関の長は、開示等の決定等について不服申し立てがあったと

ときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとしております。

引き続きまして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、公的部門における一體的な個人情報保護の措置を講じるため、独立行政法人等の百四十三法人について、行政機関の保有する個人情報保護の措置を講じるため、独立行政法人等のものであります。

この法律案の要点は、第一に、対象法人について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の考え方を基本とし、行政機

法等により集められた個人情報について、報や統計法等により、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する二法の規定の適用を除外することとしております。

この法律案の要点は、第一に、登記簿等に記録されている保有個人情報の保護に関する法律案等に準じた措置を講じるため、独立行政法人等のものであります。

この法律案の要点は、第一に、情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組等に伴う関係法律の要の規定の整備を行うこととしております。

この法律案の要点は、第一に、情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組等に伴う関係法律の要の規定の整備を行ふこととしております。

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対

して質疑の通告があります。順次これを許します。山本明彦君。

〔山本明彦君登壇〕

○山本明彦君 自由民主党の山本明彦です。

私は、自由民主党を代表いたしまして、個人情報の保護に関する法律案、いわゆる個人情報保護法案など関係五法案について、順次質問をしてまいります。(拍手)

皆様御存じのとおり、我が国は今、世界最先端のＩＴ社会の実現を目指し、官民挙げて取り組んでいるところであります。一〇〇五年の電子政府実現を目指す一方、国境を超えた電子商取引など、今や、ＩＴなくして戦略的な事業活動を考えることは不可能であります。ＩＴ社会の実現は、豊かな国民生活と我が国がグローバル世界の競争に勝ち残る重要なポイントであります。

しかし、皆さん、現在の我が国のＩＴ社会の実態を見てみると、ちょっと心もとないというのが現実ではないでしょうか。全く関係のない業者からのダイレクトメールだと電話、恐らく、多くの皆さん方が経験をしてみえることだと思います。

インターネットを開いてみると、個人情報を売買しているホームページがたくさんあります。多重債務者のリストだとか、東京都高級懐石料理店の顧客だとか、どこどこ会社の景品の応募者、こんなものまで売買されておるわけでありますから、自分のプライバシーなどはあつたものではない。いつ、どこで、だれが、何を流してくるのか全く予想がつかない、安心ができない状況であります。

新聞を見ますと、顧客名簿が流出したとか個人

情報が売買された、こんな記事がよく載っておりますけれども、次はひょっとして自分の番か、そんな心配をしないわけにはいきません。

外国の個人情報保護の状況を見ますと、OEC D加盟国のはとんどが、民間分野を対象とする法制度を既にもう整備済みであります。また、EUでは、個人情報の保護が十分でない第三国へ個人データを移転することを制限する、そんな厳しい姿勢を打ち出しているところであります。

そこで、ＩＴ担当大臣にお伺いいたします。

今回提出されている個人情報保護法案は、OEC D八原則など、国際的なスタンダードを満たすものと言えるのでしょうか。包括法によるEU、個別法による米国という二つの異なるアプローチと比較しながらお答えいただきたいと思います。

今まで申し上げましたように、我が国の個人情報保護の基礎となる法制度を確立することは、国民生活のためにも、今後の経済社会の発展のためにも、待ったなしの状況であると言えます。

総理にお伺いします。

総理は、どのようなねらいを持ってこの法案を提出されたのか、また、今この法案を整備することにどのような意義を見出しておられるのか、明確な御認識をお示しいただきたいと思います。

しかし、皆さん、この法案において最も大きな問題は、メディアとの関係であります。多くの批判が述べられていることは御承知のとおりであります。

私がこの法がメディア活動を妨げるものであります。そこには、説明不足また理解不足があるのではないでしょうか。

先月、総理が韓国を訪問された際、この法案に関して、報道、言論の自由とプライバシーの保護

は両立できると述べられたと聞いております。そこで、総理にお伺いいたします。

この法案が、憲法の保障する報道、表現の自由を侵害するのかどうか、また、そのために講じて

いる措置の内容について、国民にわかりやすい、明快な御答弁をお願いいたします。

あわせて、この法案と同様に、包括的に民間分

野を対象とするEU各國法制は、どのような考え方のもとにメディアとの調整を図っているのか、これはＩＴ担当大臣にお尋ねいたします。

今回の個人情報保護法案は、平成十一年の住民基本台帳法の改正に際しての国会での議論、総理答弁等をもとに立案されているものであります。

関係法案が政府から提出された以上、与野党それぞれが法案の内容を十分に審議し、国民に納得のいく結論が得られるよう、今度は立法府がその責任を果たす所だらう。

すべての国民がＩＴの恵沢を安心して享受できる社会、これは、一昨年十一月に成立したいわゆるＩＴ基本法に示された目指すべき社会の姿であります。その実現に向け、この関係五法案は、制度的基盤として欠くべからざるものであることを指摘いたしました。(拍手)

しかし、皆さん、この法案において最も大きな問題は、メディアとの関係であります。多くの批判が述べられていることは御承知のとおりであります。

個人情報の保護に関する法律案のねらい及び意義についてでございます。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山本議員にお答えいたします。

〔国務大臣竹中平蔵君登壇〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 山本議員から、大きく二点の御質問をいたしております。

まずは、いわゆるOEC D八原則と本法案との関連でございます。

本法案では、OEC D八原則に示されている内容を五つに集約して示しております。その五つとは、第一、利用目的による制限、第二、適正な取得、第三、正確性の確保、第四、安全性の確保、第五、透明性の確保でございます。そして、この五つに集約したもの的基本原則として確立するとともに、第五章において、個人情報取扱事業者に

を保護することを目的としております。

我が国は、官民一体となって世界最高水準のＩＴ国家を目指しているところであります。が、本法案は、プライバシー等の侵害を防止し、国民生活を守るために不可欠な基盤であります。

法案と報道、表現の自由についてでございます。

対しては具体的な義務として規定するなど、実効的な制度を整備しております。

この法案は、基本原則等万人についての努力義務を定めつつ、データベース等を用いる事業者や公的分野その他の特別の個別分野については、それぞれ、保護の必要性に応じた総合的、体系的な制度を整備しようとするものであります。

一方で、個人情報保護の問題が分野の特性により大きく実情が異なることや、できるだけ当事者間の迅速な解決を図ることが望まれるということから、事業者の自主性を尊重した仕組みとなっております。

具体的には、個人情報を取り扱う事業者に関する法律上の義務を明確にし、まず事業者の自主的な取り組みを求める一方で、問題が生じた場合には正を図るという仕組みしております。

このように、我が国における社会の実情、制度的な基盤に即して、民間分野について事後チェック型の仕組みにするなど、欧州各国とは異なるところもある一方で、また米国のようないくつかの個別法による方式とも異なっておりました。

本法案は、全体として、実効性への配慮を十分重視しているところでありまして、国際的な評価にも十分たえ得るものであるというふうに考えております。

もう一点、EU各法におけるメディアとの調整の考え方についてのお尋ねがございました。

九五年のEU指令では、プライバシーの権利と表現の自由に関する準則を調和させる必要がある

場合に限って、ジャーナリズム目的等により行われる個人データの処理については適用除外を設けるというふうにされております。

また、九七年のEU個人情報に関する特別調査委員会によるデータ保護法とメディアに関する勧告においても、データ保護法は原則としてメディアにも適用された上で、適用除外は、データ主体のプライバシー権とのバランスを維持しつつ、表現の自由の効果的な行使をするのに必要な範囲でのみ認められるべきとされています。

このような観点から、EU加盟各国においては、メディアを法の対象とした上で、義務規定等に関しては、報道等の目的による個人データの処理について必要な調整規定が設けられています。以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 山内功君。

(山内功君登壇)

ただいま趣旨説明がありました個人情報保護等関連法案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、質問をさせていただきます。(拍手)

最初に、個人情報保護法案について質問します。

本法案は、昨年、みずから買春疑惑を報じられ、支持率も地に落ちていた森内閣のもとで法制化されたもので、襲いかかる報道に対抗しようとしましたが、メディア規制という毒が盛られました。

一方、小泉総理は、巧みなメディア戦術で、本年一月までは高い内閣支持率を維持してきました

た。メディアに配慮して、法案には慎重姿勢と言わざりました。

そんな中で、法案推進への総理の心変わりは、田中外相を更迭したこと、経済危機が深まるばかりで一向に成果が上げられないこと、自民党議員や閣僚、高級官僚の不祥事が相次いで発覚していることにより、メディアの政権批判が一気に高まっています。また、総理に反論があれば伺いたいと思いま

す。(拍手)

言うまでもなく、憲法二十一条に定められた表現の自由は、その重要性にかんがみ、憲法が定める基本的人権の体系の中でも優越的地位を占めています。また、国民の知る権利に奉仕する報道の自由は、民主社会の基盤でもあり、根幹でもあります。

本法案の最大の問題点は、この表現の自由、報道の自由が窒息死するかもしれないということです。それは、一つには、法案第二章の基本原則が国民すべてに適用されるからであります。

例えば、ある記者が政治家の汚職事件を取り材して、質問をさせていただきます。汚職は、本人が公表するわけがない。当然、内部告発を受けたり、事情を知る第三者から情報収集を積み重ねます。その際、「個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならぬ。」という基本原則が適用されます。これもありまい概念ですが、後にこの政治家が訴えて裁判になつた際、適法かつ適正な取得が争点となり、いつ、だれが、だれから、どのような形で取得したのかを明らかにするよう求められる可能性が出てきます。

総理は、先ほど、基本原則は努力義務だから問題ない、表現の自由を制約するつもりは毛頭ないと説明しました。しかし、百歩譲って、立法者の意図がそのとおりだとしても、法律がひとり歩きする場合もあります。だからこそ、欧州主要国では、メディアの特殊性、重要性を踏まえて、個人

材源の秘匿が脅かされる。取材源が明かされるのではないかと考えるだけで、事情を知る第三者が情報提供、内部告発をちゅうちょすることは、間違います。

また、同じ汚職事件の取材で、「本人が適切に闇に得るよう配慮されなければならない」という基本原則が適用される場合はどうでしょうか。

自分への取材が進行していることを察知した政治家は、この原則を根拠に、これまでに取得した情報を開示せよと記者に迫る可能性があります。

開示すれば取材源の秘匿が脅かされますから、記者は拒否します。また、訴訟に発展しかねない記者も人間ですから、そんな繰り返しのうちに、次第に取材活動が萎縮していく懸念がある。これは、報道機関の側の萎縮です。

本法案の法制化に際し、基本原則適用によって生じるこのような具体的支障についてどのような検討をされたのか、総理の見解を伺います。

本法案が、悪徳政治家及び権力者保護法とか巨悪スキャンダル発覚防止法などとやむされるのは、以上申し上げたように、取材、報道活動に萎縮をもたらし、疑惑のある政治家や高級官僚にとっては、都合のいいことこの上ないからであります。

総理は、先ほど、基本原則は努力義務だから問題ない、表現の自由を制約するつもりは毛頭ないと説明しました。しかし、百歩譲って、立法者の意図がそのとおりだとしても、法律がひとり歩きする場合もあります。だからこそ、欧州主要国では、メディアの特殊性、重要性を踏まえて、個人

情報保護の原則をも適用除外としているのであります。米国でも、メディアにおける個人情報保護の法制は存在しません。

以上から、私は、報道の自由、表現の自由にいかわる行為については基本原則を適用すべきではない。報道機関は、個人情報保護について、一層真摯に自主的取り組みを進めていただきたい、そして、これからも勇気を持って巨悪を、疑惑を暴いてほしい。このように考えますが、総理の見解を求めます。(拍手)

関連してお伺いします。さすがに、法案では、第五章の義務規定の適用除外として、報道などの四分野を挙げています。

条文では、報道分野については、放送機関、新聞社その他の報道機関、そして、報道の用に供する目的である場合にだけ義務規定を適用除外するとしています。では、出版社が発行する雑誌、写真週刊誌、テレビのワイドショーや、ノンフィクション、小説、映画、美術、音楽、漫画、あるいはインターネット上のホームページ等、これらの表現手段は適用除外になるのか。なるとすれば、なぜ条文に明記しないのか。

さらに、列挙されているのは機関あるいは団体ですが、フリーランスのライターや個人の小説家、評論家、あるいは、さまざまな表現活動を行う個人は適用除外になるのか。なるとすれば、なぜ条文に明記しないのか。

さらに、報道目的の定義は何か。報道目的であるかどうか、あるいは非報道目的であるかどうかは、だれが判断するのか。最終的に主務大臣が判断するのであれば、メディア規制を目指す与党の影響を受けて、判断基準が変わらないのか。以上

の点について、総理の明確な答弁を求めます。

次に、第一の問題点について質問いたします。

法案では、個人情報取扱事業者に対し、管轄の主務大臣が、懲役、罰金という罰則を背景にして、報告の徴収、助言、勧告または命令という形で監督を行います。かなり強力な民間への介入です。そして、主務大臣といえば命令です。

自民党の皆さん、胸に手を当てて思い出してください。内閣支持率が低迷するたびに、報道がけしからぬ、番組をチェックしろ、メディア規制立法が必要だと、今まで大騒ぎをしてきたではありませんか。そのような体質の与党議員が主務大臣になるわけです。

民主党が政権をとればそんな恣意的な介入は絶対にあり得ませんが、いずれにせよ、報道だけでなくあらゆる分野で、個人情報の保護を名目にした官、与党による恣意的な介入、規制が強まるおそれがあると言わざるを得ません。

なぜ、欧州のように中立な第三者機関をつくりて監督を任せようとはしなかったのか、総理の答弁を求めます。

第三の問題点について質問します。

高度情報化が急速に進展し、大量の個人情報が瞬時に世界を駆けめぐる現在、個人情報の保護は重要な課題となっています。私どもも、個人情報保護のための法制化自体は必要だと考えます。

ところが、本法案は、事業者の立場に配慮し過ぎて、国民の個人情報の保護という立場が弱くなっています。端的な例が、自己情報コントロール権が明確に位置づけられていないということです。プライバシーとは、かつて、一人でほってお

いてもらう権利でしたが、高度情報化社会では、

それとどまらず、個人情報の収集、管理、利用、流通などの各段階において情報主体が能動的に関与することが必要となっています。

しかし、法案には、この自己情報コントロール権について、権利として明記されていません。例え、開示、訂正にても、例外となる業務の適

正な実施に著しい支障を及ぼす場合とは何か、全くあいまいであります。これらの点に骨抜きになる可能性もあります。これらの点についての総理の見解を伺います。

次に、行政機関の保有する個人情報保護法案について質問します。

そもそも、日本における個人情報保護の論議は、直接的には、平成十一年、住民基本台帳法改正案の審議の過程で出てきたものです。行政機関が大量に保有する個人情報の流出や不正利用があれば大変な事態になります。

しかるに、今回の行政機関についての法案では、第一に、民間事業者の義務規定違反については、第一に、民間事業者の義務規定違反について監督を任せようとはしなかったのか、総理の答弁を求めます。

第三の問題点について質問します。

高度情報化が急速に進展し、大量の個人情報が瞬時に世界を駆けめぐる現在、個人情報の保護は重要な課題となっています。私どもも、個人情報

保護のための法制化自体は必要だと考えます。ところが、本法案は、事業者の立場に配慮し過ぎて、国民の個人情報の保護という立場が弱くなっています。端的な例が、自己情報コントロール権が明確に位置づけられていないということです。プライバシーとは、かつて、一人でほってお

いてもらう権利でしたが、高度情報化社会では、

代が幕を開けようとしている、言論、表現の自由というのは、生きるということと同じくらい大切

なんだということをみんなが理解すべきだと訴えております。総理、城山さんのこの指摘にどうお答えになりますか。

総理、言つてみれば、あなたはメディアによって生まれた総理大臣だと思います。そのあなたが、メディアを、表現の自由を真縛で絞め殺すような法案の成立に突き進むのは、ブラックジョークというには余りにも重過ぎる、痛烈な歴史の皮肉としか言いようがないのであります。(拍手)

折しも、人権擁護法案の審議も昨日から参議院で始まりました。だれもが賛成する人権擁護や個人情報保護という名のもとでメディアが規制される。このことで、今、日本という国が何を失おうとしているのか、総理には一度冷静に考え直していただきたい。私は、人権や個人情報保護と表現、報道の自由が両立する道をこそ追求していくべきだと考えます。

総理、今からでも遅くはありません。少なくとも個人情報保護法案は撤回し、これまで申し上げました諸点を踏まえて抜本的に直し、提出し直すべきだということを最後に強く申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

ほかにも多数問題点はござりますけれども、ここまで申し上げました。このままでは盛り込まれなかつたのか。

ここでは、以上二点について総理の答弁を求めます。

ほかにも多數問題点はござりますけれども、このままでは盛り込まれなかつたのか。

最後に、総理に申し上げます。

総理にじかに手紙を出し、個人情報保護法案の廃案を訴えた作家の城山三郎さんは、この法律に

よって、官報と建前情報ばかりがあふれる暗い時

代が幕を開けようとしている、言論、表現の自由

というの生きるということと同じくらい大切なんだということをみんなが理解すべきだと訴えております。総理、城山さんのこの指摘にどうお

答えになりますか。

個人情報保護法案に対する姿勢についてです。

個人情報保護法案を含む関係五法案は、IT化の急速な進展に対処するものであり、個人情報の有用性に配慮しつつ、プライバシーを初めとする

国民の権利利益を保護することを目的とするものであります。

メディアの活動を規制しようとする意図は全くありません。メディアの批判とは何ら関係がありません。

基本原則についてです。

基本原則の性格については、「個人情報保護法」化専門委員会が取りまとめた個人情報保護基本法制に関する大綱では、「基本原則実現のための具体的な方法は、取扱者の自主的な取組によるべきものである。」この趣旨は、報道分野における取材活動に伴う個人情報の取扱い等に関しても同様である。」とされたところであります。

政府においてはこの考え方をもとに立法化を行

い、基本原則は、報道目的を含めた個人情報の有り性に配慮しつつ、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自らに努力すべきことを求めるものとしています。すなわち、基本原則は、これに基づいて具体的な義務が課されるものではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

ら、報道機関の取材、報道活動の制限となるものではないと考えております。

報道機関が、個人情報保護について一層真摯に
自主的取り組みを進めていただることは、本法案
における基本原則の考え方そのものであります。

すなわち、基本原則は、官民を通じ、個人情報を取り扱うすべての者が、みずから適正な取り扱いを行うよう努力すべきことを定めるものであり、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えておりません。

報道及び報道機関等の内容についてのお尋ねで

法案では、報道機関が行う個人情報の取り扱いに一部でも報道目的が含まれる場合は、義務規定の適用を除外することとしております。御指摘の

雑誌、写真週刊誌、ワイドショー等においても同

様であることは明確であります。

あります。したがって、御指摘のフリーライ

外、小説家、評論家などの個人であっても、本法案においては、いずれも、報道を業として行う

者であれば、当然、報道機関に該当する」とも明確になります。

報道目的の定義、判断についてです。

報道とは、不特定かつ多数の者に對して客観的

事実を事実として知らせる」と または、客観的事実を知らせるとともに、これに基づいて意見も

しくは見解を述べることを二つものであります。

次に、報道目的であるか否かについては、一部でも報道を目的としているか否かの事実に基づき

客観的に判断されるものであり、恣意的判断が介

入する余地はありません。

し、当事者間で争いが生じた場合には、当事者間で判断され、場合により裁判において決着が図ら

平成十四年四月二十五日 衆議院会議録第一一八号
個人情報の保護に関する法律案外四案の趣旨説明に対する山内功君の質疑

ております。(拍手)

○議長(純實民輔君) 樹屋敬悟君。

[樹屋敬悟君登壇]

○樹屋敬悟君 私は、公明党を代表いたしましたて、ただいま議題となりました個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案など関連五法案に対しまして、質問を行います。(拍手)

私は、今、平成十一年の第百四十五回国会での議論を思い出しておきます。全国的な住民基本台帳ネットワークシステム構築の条件として、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずる必要がある、民間を含む個人情報保護法の制定を急がなければプライバシーの保護について国民が安心できないなどの声が、与党、野党を問わず、盛んに出されたのであります。

本国会では、行政機関の保有する個人情報を含め、まさに、包括的な保護法制が議論されるわけあります。

近年のＩＴ社会の進展は、秒進歩、経済・産業界はもちろんのこと、各家庭におきましても、銀行の口座振り込みから飛行機のチケット予約まで、家庭にいながらにしてできるまでに目覚ましい発展を遂げております。こうした我が国のＩＴ社会を展望しながら、関連五法案が一刻も早く成立することを願いつつ、最重要項目に絞り、質問させていただきます。

先ほどの山内議員とほぼ同じ論点であります
が、やや論点が絞られてきたなという感を大きくするとともに、大事な点でありますから、重ねて

お伺いしたいと思います。

まず、総理にお伺いしたい。

私ども公明党は、ＩＴ社会には光と影がある、利便性の裏腹の課題として情報流出の懸念への対処が不可欠であると考えておりますが、今回の個人情報保護関連五法案はこの影の部分に対しどのような役割を果たすのか、しかと御説明いただきたいと思います。

次に、基本原則についてであります。

この基本原則は、国民にひとしく備わる人格権の確立を根拠として、みずから個人情報はみずからコントロールできるという、いわば当然のこと改めて確認をし、規定をしている、このように私は理解しております。この基本原則の適用、確立は、個人の人権を最大限に尊重する姿勢があらわれであり、個人、法人を問わず、至極当然のことであると考えます。

メディアの方々からは、この基本原則の適用に對し、先ほども出でおりますが、報道の自由を侵害するのではないか、取材活動への支障を来すおそれがあるのではないかとの懸念が示されているわけであります。

繰り返しますが、私は、この基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者が適正な取り扱いに努力しなければならない旨の努力規定、精神規定を盛り込んだものでありまして、公権力の関与や罰則は一切ないものと認識しておりますが、改めて、総理の明確な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、義務規定の適用についてであります。これも先ほど出ました、この義務規定については、報道は適用除外とされております。その報

道の定義を明確にしていただきたい。また、新聞

社、出版社、フリージャーナリストといった立場

において、本法案の規定において何らかの差別が

あるのかどうか、懸念を払拭する総理の明確な答

弁をお願いするものであります。

さて、昨年の通常国会に提出をされました個人

情報保護法案、いわゆる基本法ですが、ま

ずは行政機関等の法制を急ぐべきではないか、こ

の強い声が上がりました。今回は、双方の法律案

があるわけであります。個人情報の漏えいに関し

ては、民間部門に比べて行政機関に関する規律が

甘いのではないか、官に甘い法制であるとの厳し

い声がありますが、こうした声にいかにお答え

になるのか、今度は片山総務大臣に明確な御答弁を

お願いしたいと思います。

最後に一点、総理の御決意を伺いたいと思いま

す。

今回の関連五法案により、我が国は、個人情報

の保護に関する包括的な法整備を行うことになり

ます。その上で大事な点は、いま一度、住民基本

台帳ネットワークシステムに立ち返っていただき

たいということであります。もとより、セキュリ

ティーに万全を期しているネットワークであると

理解はしておりますが、包括的な法整備にあわせ

て、国民の理解と信頼を得るために、さらなる個人

情報保護措置を検討すべきであると考えます。

二十一世紀の電子政府、電子自治体の構築に向

けてぜひとも取り組むべき課題であると考えます。

が、総理の御決意を伺って、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

[内閣総理大臣小泉純一郎君登壇]

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 樹屋議員にお答

えいたします。

個人情報保護関係五法案がＩＴ社会において果たす役割についてでございます。

今回提案している五法案は、我が国が目指す世

界最高水準のＩＴ社会の基盤となるものであります。

これらの法案は、官民双方を視野に入れ、個人

情報を取り扱う際の規律を定めるとともに、開

示、訂正等による本人チェックの仕組みを設ける

ことなどを通じて、個人情報の有用性に配慮しつつ、プライバシーを初めとする国民の権利利益の保護に大きな役割を果たすものであります。

基本原則についてです。

法案第一章の基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものであります。すなわち、基本原則は、議員の御指摘のとおり、これに基づいて具体的な義務が課されるものではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

法務省第一課の基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものであります。すなわち、基本原則は、議員の御指摘のとおり、これに基づいて具体的な義務が課されるものではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

報道の定義及び出版社、フリージャーナリストの位置づけなどに関するお尋ねです。

報道の定義については、不特定かつ多数の者に對して客観的事実を事実として知らせること、ま

たは、客觀的事実を事実として知らせることともに、これに基づいて意見もしくは見解を述べることをいうものであります。

また、出版社、フリージャーナリストの扱いで

すが、義務規定が除外される報道機関とは、報道

を業として行う者であり、報道を行う雑誌を発行する出版社や、報道を行うフリージャーナリスト

は、いずれも報道機関に該当し、義務規定は除外

されるものであり、条文に例示されている放送機関、新聞社、通信社とその扱いに相違があるものではありません。

は、法律上、氏名、住所、性別、生年月日の四情報に関するものに限定されているほか、関係職員の守秘義務違反に対する罰則を加重する等、制度面等で万全の個人情報保護措置を講じています。また、電子政府、電子自治体を実現するための基盤となるシステムであることから、今後とも、個人情報の適切な管理について、国民に信頼されるシステムの構築と運用に努めてまいります。

残念の質問はございません。(拍手)

○國務大臣(片山虎之助君) 桧屋議員の質問にお
〔國務大臣片山虎之助君答辯〕

個人情報の漏えいに関する規律の官民比較をす
答えていたします。

れば、官が甘いのではないか、」ううう「うう」とで、「ううう」ううう。

今、総理が御答弁しましたように、行政機関に
さいます。

つきましては、国家公務員法がありまして、守秘義務があるわけでありますて、個人情報のうち秘

密に関するものを漏らせば、これは守秘義務違反

でストレートに罰則がかかる。こうしたことになつておりますし、個人情報そのものの漏えいに關しましては、この法案で禁止いたしておりますから、その違反は懲戒処分の対象になる。国家公務員法というのがありますから、その規定上は國家公務員法で担保する、こういう思想になつてい

平成十四年四月二十五日 衆議院会議録第二二八号

個人情報の保護に関する法律案外四案
趣旨説明に対する武山百合子君の質疑

保護法案の審議時間や質疑回数を少しでも多くするという観点からは、これでよいのかという思いを禁じ得ません。

また、一般、総理の本会議、委員会の出席は重要な広範議案に限るとか、総理が本会議、委員会に出席した週は、党首討論である国家基本政策委員会は行わないとのルールが定められましたが、これは、総理の本会議、委員会への出席が余りにも多過ぎる、総理が出席するような重要な議案は週に一回、慎重に審議しようとの観点から決められたはずです。

しかし、今回の小泉総理、政府・与党の国会運営を見ますと、本日の個人情報保護法案の趣旨説明、質疑に引き続き、あすには有事法制関連三法案の趣旨説明を本会議で行うことになっていました。このような国民生活の根幹にかかる重要な法案の趣旨説明を二日連続で行うことは、通常では全く考えられません。（拍手）余りにも強引な日程であり、国民を無視した、力ずくの行為であります。

小泉総理、あなたは、本会議に出席したという口実で、国家基本政策委員会を開かずに党首討論から逃げ回る一方で、国民の関心の非常に高いこれら重要法案をゴールデンウイーク前に駆け込み的に審議入りするとは、一体どんな神経なのでしょうか。（拍手）非常識きわまりないではありませんか。小泉総理及び政府・与党は猛省すべきです。

とりわけ、山崎拓自民党幹事長の女性問題に田中をつむったまま、これら重要法案を審議することは到底できません。今回報道された山崎幹事長の愛人問題は、口にするのもばかられるほどおぞ

ましいものである上、公費による衆議院の正式の海外調査団の団長を務めながら、愛人を同行させたことが事実ならば、院の権威を落とす愚行であります。(拍手)

小泉総理は、個人情報保護法案、有事法制度連三法案という、二十一世紀の日本の行方を左右する重い問題に取り組む前に、自民党総裁として山崎幹事長を更迭すべきです。(拍手) そうでなければ、総理の座右の銘である信なくば立たずなど、空念仏にすぎません。総理の見解を求めます。

さて、この個人情報保護法案については、我々自由党も、かねてから、個人情報を保護するための法整備は早急に行つべきであるとの観点から、法案策定の必要性を認識していました。そして、連立与党のときに、個人情報保護に関する与党プロジェクトチームに参加し、私自身もチームのメンバーとして実際に討議を行い、検討を重ねた経緯があります。

しかし、そのベースとなつた考え方は、あくまでも、高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会で平成十一年十一月に出された、OECD八原則も踏まえた中間報告であり、それをもとに立法化の検討が進められていましたはずです。この立法化は、報道機関などからもある程度の賛成を得られていましたが、残念なことに、自由党が連立を離脱した後に、この原則は大きく変質してしまいました。

立法化は、もともと、国や地方公共団体が保有する個人情報を国民が自己管理することを促し、民間事業者が保有する個人情報の商業目的による不正流出を規制することを中心とした目的としていたのですが、現に提案された法案を見ますと、ま

ず、個人情報保護法制の基礎となるべき自己情報コントロール権についての規定が不明確、不十分であります。その一方、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の権限が強大であり、公権力による民間への不当介入を招くおそれがあります。さらには、義務規定の適用除外となる報道の範囲があいまいな上、基本原則が適用されることで取材、報道活動の萎縮を招き、表現の自由を侵害するおそれがあります。

つまり、ジャーナリズムを含む民間全体を取り締まる法律に性格を変えていきます。この内容では、言論統制法であると指摘を受けるのも当然です。(拍手)

本法案は、廃案にして新たにつくり直すか、前に述べた指摘を踏まえ抜本的な修正を行うべきと考えますが、小泉総理の見解をお伺いします。

次に、法案の目的について伺います。

政府案では、政府が基本原則と基本方針を定め、国、地方公共団体の責務を明確にするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めることとなっています。しかし、これだけでは、個人情報の保護という本来の目的に反して、むしろ、政府・与党がジャーナリズムや表現活動に新たな制約を加えるのではないか。いわば、官が情報をコントロールするだけの法案になってしまふ懸念が非常に強くあります。したがって、少なくとも、法案のために、自己情報のコントロール権を明確に位置づけるとともに、個人情報の収集、利用、第三者に対する提供などに係る本人の権利權益を保護することも明記すべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

さらに、基本原則及び基本原則の適用除外について伺います。

本法案では、基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者に適用されています。確かに、基本原則には罰則などの規定がなく、単なる努力義務とされていますが、個別の条項である、適法かつ適正な取得とか、本人の適切な関与、透明性の確保などの原則に基づいて、正当な取材活動であっても取材拒否されたり、取材した後も取材内容の開示を求められたりするおそれがあります。また、法律違反を理由に裁判に訴えられる可能性もあります。

これでは、報道機関と取材源の関係が根底から揺らぐことになり、取材、報道、表現活動が大きな制約を受けることは明白です。例えば、この法案が成立していただとしたら、前自民党鈴木宗男衆議院議員の疑惑に対する取材活動は何らかの厳しい制約が加えられていた可能性があります。

また、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合は、第五十五条により義務規定の適用を除外されることになっていますが、適用除外はあくまでも報道の用に供する目的の場合に限定されており、しかも、報道目的か否かの判断は行政にゆだねられることが多いです。加えて、この適用除外の対象には出版社やフリーのジャーナリストなどは明記されていないなど、重大な問題があります。

今後、適用除外の規定を明確にするとともに、必要なものは、基本原則自体を適用除外とすることを法案に明記すべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

次に、主務大臣の関与について伺います。

(拍手)

本法案では、個人情報を取り扱う事業者が、これでは、所管大臣とに異なる取り扱いがなされるなどの事態が生じる可能性が十分にあります。また、民間事業者全体や思想、信条、言論、表現などの自由に対する不当な介入を招きかねません。さらに、主務大臣の監督、命令などの手で改善していくと言っていますが、運きは、あくまでも事業者の行為に対するものであつて、実際に個人情報を侵害された者の苦情処理や救済は機能しない可能性もあります。

したがって、所管ごとの主務大臣の関与はやめ、統一的な個人情報保護の第三者機関として、個人情報保護委員会を独立行政委員会として設置すべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

また、本法案や、その他の議題である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法案などの四法案がこれだけ批判されているのは、国民の間で政府・与党に対する信頼が全くないことも一因であります。政府・与党に対する不信感が強いからこそ、本法案が恣意的に運用されるのではないかと疑われ、ここまで反対の機運が高まっていることを小泉総理は肝に銘じるべきです。

最後に申し上げます。

今回の法案は、国政選挙などで自民党の勢いが衰え続けていた政治的背景の上で、自民党を中心とする政府・与党が、ジャーナリズムに対しても規制を行い、自分たちの都合のよいように報道機関をコントロールしたいとの思惑かするものであり、御本人は報道内容を否定され既に法的措置をとられたものと承知しております。

山崎幹事長更迭すべきではないかとのお尋ねです。

山崎幹事長についての報道は、私的な事柄に関するものであり、御本人は報道内容を否定され既に法的措置をとられたものと承知しております。

こうした問題と国政上の重要な課題とは区別して考るべきであり、政府としては、個人情報保護法案、有事法制関連二法案とも、その早期成立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

個人情報保護法案が言論統制法ではないかとのお尋ねです。

この法案は、IT化が進展し個人情報がITにより処理されている状況下において、個人情報を

なお、あえて申し上げますが、ジャーナリズムの側にも問題があります。報道機関は、強い社会的影響力を持っております。最近、集団的な過熱取材、過熱報道がひど過ぎるといった指摘は、日々受けたはづです。個人情報保護法案が出された後、報道機関側も、改めるべき点はみずから手で改善していくと言っていますが、運きに失した感は否めません。国民の信頼を回復するためにも、必要な改善は自主的に、早急に行うべきです。

利用する有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。

メディアについては、むしろ法律の規制対象とならないよう、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用を一切除外するなど、十分な措置を講じております。言論統制法であるとの御指摘は当らないと考えております。

個人情報の保護に関する法律案の目的規定についてです。

保護することを目的としております
メディアについては、むしろ法律(

行うよう努力すべきことを定めるものであり、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えておりません。

与し得るよう配慮されなければならない。」などと並んで、報道規制がなされることになりつつあります。これは、一見したところ、当たり前のようになりますが、マスコミの取材活動などは適用されると、報道規制がなされることになります。

また、法案は、業界を所管する主務大臣制を設けることとしています。そして、違法な取り扱いをしたとして是正を求める勧告や命令ができる」ととし、勧告や命令の際、表現の自由などを妨げることがないよう配慮しなければならない。」と規定しています。主務大臣の勧告や命令が、表現の自由などにどのような影響を及ぼすと考えているのか、伺うものであります。

これは、自民党が、報道と人権等のあり方に關

する検討会で、個人情報保護法案の中に、電波メモリに対する郵政省のように、新聞や雑誌など

とは言えないため、法律の文言とはしていないものであります。

今後、報道機関の適用除外規定を明確にするとともに、必要なものは基本原則自体を適用除外とすることを法案に明記すべきとのお尋ねであります。

法案においては、報道機関とは報道を業として行う者であり、その報道機関が行う個人情報の取り扱いに一部でも報道目的が含まれる場合を適用除外としております。このように、趣旨は明確である一方、例示には限りがあるため、あらゆる例示を列挙することは必ずしも適切ではないと考慮しております。

また、基本原則は、官民を通じ、個人情報を取り扱うすべての者が、みずから適正な取り扱いを

行うよう努力すべきことを定めるものであり、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えておりません。

個人情報取扱事業者に対する監督のあり方についてです。

本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。事業活動に伴う消費者等の個人情報の保護に関する事務は、既に内閣を構成する各大臣が分担している各事業者の活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であります。

新たな第三者機関の設置については、既存の行政機関と事務が競合し、屋上屋を架することとなるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがあります。さらに、地方組織を含む膨大な組織の整備は、行政改革の流れにも反するものであります。(拍手)

与し得るよう配慮されなければならない。」などと書いてあります。これは、一見したところ、当たり前のよう見えますが、マスコミの取材活動などに適用されると、報道規制がなされることになります。

例えば、疑惑政治家の追及や解明は、まず疑惑政治家の個人情報を集めるところから始まります。が、疑惑政治家が、個人情報の本人関与を盾に、取材内容を明らかにすることを求めたり、関係者に一切の取材拒否を指示した場合、取材活動はさく制限されることとなることは明らかであります。總理、この法律は、こうした事態を許す仕組みになつてゐるのではないか。

さらに、政治家の疑惑を報道した場合、疑惑政治家が、追及を免れるために、基本原則を根拠に、取材源の開示や自分の情報の開示あるいは正を求めたり、場合によっては、情報の取得方

法律の文言上で、個人情報取扱事業者の義務から、報道、学術研究、宗教、政治の用に供する目的の個人情報は適用除外としている。しかし、

○吉井英勝君（演説會三君） 吉井英勝君
〔吉井英勝君答塲〕

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、個人情報の保護に関する法律案及び関連四法案について、総理並びに総務大臣に質問します。（拍手）

初めに、基本法的位置づけを持つ、個人情報の保護に関する法律案についてですが、この法案の最大の問題は、国民の表現、報道の自由を脅かす危険な法律だということにあります。

第一に、基本原則について質問します。

法案は、基本原則の中で、「個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。」とか、個人情報を取り扱うときに「本人が適切に閲

与し得るよう配慮されなければならない。」などと書いています。これは、一見したところ、当たり前のよう見えますが、マスコミの取材活動などは適用されると、報道規制がなされることになります。

例えば、疑惑政治家の追及や解明は、まず疑惑政治家の個人情報を集めるところから始まります。疑惑政治家が、個人情報の本人関与を盾に、取材内容を明らかにすることを求めたり、関係者に一切の取材拒否を指示した場合、取材活動は大きく制限されることとなることは明らかであります。總理、この法律は、そうした事態を許す仕組みになつてはいるのではありませんか。

さらに、政治家の疑惑を報道した場合、疑惑政治家が、追及を免れるために、基本原則を根拠に、取材源の開示や自分の情報の開示あるいは正を求めたり、場合によっては、情報の取得方法や扱い方を理由に賠償請求がされることも想定されます。法案がそうした場合の根拠に使われなか、總理、明確に答弁されたい。(拍手)

この基本原則の違反行為には罰則がありましたが、裁判で争われたとき、裁判官の判断基準にわかれ、事実上の拘束義務になるではありませんか。だからこそ、新聞協会は、意見書で、基本原則が適用されると、取材を受ける側の情報提供を萎縮したり、基本原則を「実際に取材を拒否するケースが増加し、十分に報道できなくなること」予想されると指摘しています。

総理、国民の知る権利を尊重する上で大事な割を果たしている報道活動をこの法律が萎縮されることにならないと言えますか。お答えいただけます。

また、法案は、業界を所管する主務大臣制を設けることとしています。そして、違法な取り扱いをしたとして是正を求める勧告や命令ができることとし、勧告や命令の際、表現の自由などを「妨げることがないよう配慮しなければならない。」と規定しています。主務大臣の勧告や命令が、表現の自由などにどのような影響を及ぼすと考えているのか、伺うものであります。

これは、自民党が、報道と人権等のあり方に關する検討会で、個人情報保護法案の中に、電波メディアに対する郵政省のように、新聞や雑誌など活字メディアに対しても主務官庁が指定したいとしてきた自民党の意向を反映したものではありますか。

表現、言論の自由に対する行政の権力介入のおそれがある主務大臣制はとるべきではありません。答弁を求めます。(拍手)

法律の文言上で、個人情報取扱事業者の義務から、報道、学術研究、宗教、政治の用に供する目的の個人情報を適用除外としています。その際、放送機関、新聞社、通信社は明記されていますが、「その他の報道機関」の範囲、また、文学・文化作品、評論の扱いは不明確であり、その定義は権力機關である政府の判断と解釈次第となつてしまうのではないか。

本来、個人情報の保護であるべき法案に、メディア規制を前面に出してきたのは、自民党が、一九九八年の参議院選挙敗北や、森内閣の中川委員長官房長官にかかる報道などを契機に、報道介入に向けた報道モニター制、選舉報道の規制の検討、法規制を視野に入れた偏向のチェックを口頭とした放送活性化委員会の設置からであります。

表現、報道の自由は、憲法二十一條で保障された国民の基本的人権であり、民主主義、民主主義の中核をなす権利であります。この国民の権利に政府、行政が介入する余地を与えることは、憲法にかかわる重大問題であります。

戦前の明治憲法にあった「言論著作印行及結社ノ自由」が、「法律ノ範囲内」での国家の管理下の自由であり、それさえ、出版法、新聞紙法、治安維持法などによって、強力な規制を受け、自由が圧殺されました。こうした戦前の言論弾圧法の教訓から、今日の日本国憲法は、無条件に表現の自由を保障したのであります。

日本共産党は、戦前、権力の過酷な過度のものとて、労働者の団結、出版、集会の自由などを掲げて不屈に闘ってきた党として、表現、報道の自由を規制する本法案は断じて容認することはできません。(拍手)

第一は、個人情報を保護する法律としても極めて不十分だという問題についてであります。

情報通信技術の急速な発展により、行政機関を中心金融業界、情報通信産業、人材派遣業など、膨大な個人情報が集積され、個人情報の漏えい、売買など、これまでにも増して大規模なプライバシー侵害事件が起きています。これに対して、消費者保護運動、日弁連など多くの国民の皆さんから、真のプライバシー保護の法制定が求められています。

そのためには、一般国民や報道機関を除いた、

金融業界等、業種ごとに対応した個人情報保護法とするべきであります。

プライバシー権というのは、初めは、一人でほっておかかる権利として提唱されましたが、今日では、自分の情報は自分でコントロールする自己情報コントロール権という、能動的権利として定義されています。国民のプライバシー権を保護するためには、この立場が法案全体に貫かれることが必要であります。

しかし、政府案には、プライバシーという規定はありません。自己情報のコントロール権の立場にも立っていません。なぜ、プライバシー権を明記しないのですか。そもそも、個人情報保護の本来の目的というのはプライバシーの保護にあるのではありませんか。明確な答弁を求めます。

(拍手)
法案は、個人情報を取り扱う事業者に、利用目的による制限、第三者提供の制限、本人への開示などについて、一定の義務が課されています。しかし、それぞれに対し、幅広い例外規定が設けられています。

例えば、自分が自分の個人情報の開示を求めるという基本的な権利に対しても、事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合にはこれを拒否できるとしています。これでは、自分の情報を知ることができず、業者の情報が正しいのか間違っているのかもわかりません。こういった幅広い例外規定は、個人情報保護どころ

か、個人の権利を制限するものではありませんか。

この背景には、全銀協や経團連などが、個人情報保護の取り扱いは企業にとって負担がふえると定めています。幅広い例外規定は、個人の権利を守るより、企業利益を最優先するものではありませんか。

一九八〇年に、OECDは、理事会勧告として、個人データの国際的流通を前提としたプライバシー保護の国際的な最小限の基準として、八原則のガイドラインを示しました。その中では、個人情報のデータ収集には制限を設けるべきであると勧告していますが、政府案では、収集の制限を明確に規定せず、収集に当たって本人の同意も欠落させていません。また、OECD原則では、自己の情報について、存在、開示、訂正、停止等を個人情報取扱事業者に請求することを明確に権利として明記していますが、政府案にはすっぽり抜け落ちている 것입니다。国際的な最小限の基準

さえ欠落させた内容では、個人情報保護の名に値しない、全く不十分なものではありませんか。

(拍手)

日本共産党は、政府が個人情報保護法案を撤回することを求め、報道関係者など多くの国民の皆さんと共同して闘うことを表明して、質問を終ります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉井議員にお答えいたします。

次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案について質問します。
個人情報をオンラインで結合することを禁止することについてです。

法案では、行政機関が特定の目的で集めた個人

本法案における本人関与が取材活動の制限につ

ける情報でも、利用目的と相当の関連性があれば、だれの個人情報でも利用できることを認めています。その相当の関連性の有無は行政機関が判断し、その合理性の有無を本人が確認することはできません。これでは、相当の関連性といつても、利用制限に何の歯止めもかからないことになるではありませんか。

しかも、住民基本台帳ネットが稼働することにより、あらゆる個人情報を行政機関が自分の判断で自由に使うことができるではありませんか。不十分な個人情報保護制度のまま住民基本台帳のオンラインネットを八月から開始しようとするなど、言語道断であります。八月実施はやめるべきであります。(拍手)

国民の個人情報を保護するとともに、知る権利や言論、表現の自由など基本的人権の擁護と、政治や社会の不正、腐敗を国民の前に明らかにすることが、今日、強く求められているところであります。

本法案における基本原則は、報道目的を含めた個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきこと

を求めるものであります。

したがって、取材活動に対し、基本原則に基づいて具体的な本人関与に関する義務が課されるものではなく、取材する者がみずから判断で努力することにより足りるものであり、取材活動の制限とはならないと考えております。

基本原則についてです。

基本原則は、報道目的を含めた個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものとしておりま

す。このため、これに反していることを根拠として、直接、裁判に訴えることは困難であると考えています。

基本原則による報道活動の萎縮についてです。

基本原則は、これに基づいて具体的な義務が課されるものではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

一方、取材協力は、情報提供者の正義感、取材する者に対する信頼感等により支えられた本人の見識によるものであり、このようなことは本法施行においても変わるものではないと考えております。

したがって、報道分野に基本原則が適用されることが合理的かつ実効的であります。

も支障が生じるとは考えておりません。

主務大臣の勧告、命令の際の表現の自由への影響についてです。

報道機関が報道目的で行う個人情報の取り扱いについては義務規定の適用が除外されますが、例えれば、取材の相手方は報道機関ではないため、義務規定の適用対象となる場合があります。このよ

うな取材の相手方に主務大臣が勧告や命令を行うことにより、取材活動、ひいては報道活動に影響を及ぼすおそれのある場合も想定されることがら、こうした懸念を払拭するため、主務大臣が表現の自由を妨げるような報告の徴収、助言、勧告及び命令を行わないことを条文上明確にするために配慮義務を規定しております。

主務大臣制についてのお尋ねです。

この法案は、IT社会における国民や消費者などの個人情報の保護を図るものであり、メディアを規制するものではありません。電波传媒を含め、義務規定の適用が除外される報道機関については、主務大臣の関与があり得ず、この法律上の主務大臣は置かれない仕組みとなっております。

このため、これが本法施行の際に問題となるとすれば、当事者間で判断され、場合により裁判において決着が図られることとなります。

なお、仮に争いが行政に持ち込まれることがあるとしても、広く表現の自由にかかる活動を妨げることのないよう主務大臣に配慮義務が課され

ており、行政の関与は制限されております。

法案と表現、報道の自由についてのお尋ねです。

この法案は、報道、表現の自由を侵害するものではありません。

この法案は、報道、表現の自由についての問題ではありません。

関しては、表現の自由を妨げることがないよう配慮義務を明記しているところであります。

プライバシー権についてのお尋ねです。

本法案は、プライバシー権を含む個人の権利利益を広く保護することを目的としております。

そこで、このような個人の具体的な権利利益の機関とは、このような報道を業として行う者をい

うものであります。

報道では、不特定かつ多数の者に対して客観的

事実を事実として知らせる

こと、または、客観的

しくは見解を述べることをいうものであります。

報道機関とは、このように報道を業として行う者をい

うものであります。

報道であるか否かについては、その一部でも報道を目的としているか否かの事実に基づき客観的に判断されるものであります。

報道機関とは、このように報道を業として行う者をい

うものであります。

情報保護の法律としては十分なものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣(片山虎之助君) 吉井議員の御質問にお答えいたします。

利用目的の変更の際の相当の関連性の判断はどうか、こういうことでございます。

これは客観的な判断でなければなりません。一
次的には行政機関の判断、こういうことになりま
すけれども、それは客観性がなければならない。

さらに、行政機関の解釈がおかしいというときは、本人がそう思う場合には、利用差し止めを請求することができます。また、相当の関連性に関する行政機関の判断に不服があれば、情報公開・個人情報保護審査会に不服申し立てを行う、または訴訟によって争うことができるわけでありまして、このような仕組みを通じて、行政機関における適正な取り扱いが担保されているものと考えております。

なお、住基ネットワークシステムについてのお話がございましたが、個人情報の十分な保護のもとに八月から施行させていただきたい、こういうふうに考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 北川れん子君。

〔北川れん子君登壇〕

○北川れん子君 私は、社会民主党・市民連合を代表しまして、ただいま議題となりました、内閣提出、個人情報の保護に関する法律案を初めとする個人情報保護関連四法案につきまして、小泉総理並びに関係閣僚に質問いたします。(拍手)

本日、四月二十五日、新聞協会が、メディア規制法案と位置づけ、緊急声明を出しました。読売にはこう書いてあります。「表現の自由に介入」。産経「強い反対の意思表明」、東京「断固反対」、朝日「報道の自由、不当に制約」、毎日「表現の自由に入道」。一九八七年五月三日の朝日新聞阪神支局襲撃事件以来、十五年ぶりの緊急声明だというふうに、産経以外は一面に出しております。

本日、二十五日、個人情報保護法案の審議入りを迎えた報道した新聞もありましたが、マスコミの皆さん、この五法案を押しつけられようとしている内閣委員会では、まだ審議入りを認めていません。どうか、報道の先行だけはやめてください。私は断固拒否を求めてまいります。

では、質問に入らせていただきます。

高度情報社会の進展、住民基本台帳法の改正、警察を始め各種機関からの情報流出、漏えい事件等、個人情報の保護の必要性が高まっており、私たちも個人情報保護法を早く制定すべきと考えています。かのJ・S・ミルが「人は、自分自身、その身

体、そしてその精神の主権者である」としながら、行政の能率の追求や経済利益の追求、便利さの追求が優先され、個人の尊厳が極めて弱い位置づけに置かれてきたのが現実の世界です。ここに光を照らし、個人情報の本来の持ち主の権利を保障するのが本来の個人情報保護法案であると私は思います。ところが、政府案は、個人情報の保護を求める国民の期待を逆手にとり、企業が個人情報を自由に使えるようにするとともに、国家がマスコミに介入するための法案にすりかえられたものとなっています。

この立場から、まず、個人情報の保護に関する法律案についてお伺いいたします。

政府案は、あらゆる者に適用される基本原則と民間事業者への規制法が一体となる、複雑な法体系をとっています。そのため、表現の自由への不

当な介入など、過度の規制を招かざるを得ない問題を生じさせています。しかも、本当に必要な分野には規制が甘く、私的自治にゆだねるべき分野にも一律の規制が投網のようにかかるという問題も引き起こしています。

なぜ、基本法と民間事業者に対する規制法を分けなかったのか、どうしてこのような複雑な法体系になっているのかにつきまして、竹中担当大臣の御見解をお尋ねいたします。

さて、法案では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」と目的と書いていますが、これでは、個人情報保護の目的があいまいであると言わざるを得ません。

個人は保護される対象ではなく、自己情報コントロールする権利の主体です。国民の不安は、知らないところでみずから情報が取得され、利用されることへの不安も多いのです。単に「個人の権利利益を保護する」というのではなく、個人の自己情報コントロール権として明確に位置づけるべきであったと考えます。

自己情報コントロール権について、総理の所見を伺います。

法案は、地方公共団体の責務を定めていますが、実際は、多くの地方自治体が制定している個人情報保護条例の方が、開示請求権や訂正請求権などを具体的に明示して、個人情報保護制度における個人イコール本人の重要性をはっきりと指摘しております。政府案は自治体の条例より後退しているので、政府案は自治体の条例より後退していると考へますが、総務大臣はどのように評価されるのでしょうか。

また、個人情報には、死者の個人情報は含まれていません。しかし、コンピューターに蓄積された個人情報は数十年後に利用することが可能であります。本人が生きている間に何も利用されないでいるので、政府案は自治体の条例より後退しているので、政府案は自治体の条例より後退していると考へますが、総務大臣はどのように評価されるのでしょうか。

また、個人情報には、死者の個人情報は含まれていません。しかし、コンピューターに蓄積された個人情報は数十年後に利用することが可能であります。本人が生きている間に何も利用されないでいるので、政府案は自治体の条例より後退していると考へますが、総務大臣はどのように評価されるのでしょうか。

死者の個人情報の保護についてどのように考へられるのか、竹中大臣の御見解をお尋ねいたします。(拍手)

政府案は、事業を所管する大臣を主務大臣としていることから、業界ごとに個人情報保護を名目とした各省の権限を強めることになるとともに、主務大臣ごとの異なる取り扱いがなされるなど、縦割り行政の弊害の懸念があります。

何よりも、政府機関への情報の過度の集中や大臣、官僚の恣意的運用への懸念を払拭できません。報道や弁護士のように、だれが主務大臣となるのか、はっきりしないものもあります。竹中大臣、この辺はいかがですか。

本来、刑罰の制裁の必要性があるのは、医療や金融、信用情報などの領域であるにもかかわらず、政府案では、日常的な個人事業者にまで広範に関与、介入するおそれがあります。したがって、欧米諸国のように、行政から独立した第三者による個人情報保護を統一的かつ専門的に扱う機関として、個人情報保護委員会を設置すべきではないかと考えますが、総理の見解を伺います。

法案では、病歴や思想、信条、門地のような、いわゆるセンシティブ情報に対する特別の規制が盛り込まれていません。個人情報の保護で問題になっているのは、これら差別的な取り扱いを生み出しかねない情報ではないですか。第五条の「適法かつ適正な方法で取得」は緩過ぎると言わざるを得ません。いわゆる部落地名総鑑や名簿業者の持つ差別的データについてきちんと規制できるのかにつきまして、竹中大臣の答弁を求めます。

報道や学術研究目的等の個人情報について、義務規定を適用除外とするものの、法案の基本原則とあります。

は適用することとしています。しかし、取材源の秘匿が守られるのか、公権力の介入を招かないのかなど、運用によっては個人情報保護を口実としない報道規制につながるという懸念も払拭できません。

報道なのか中傷なのかについては、だれが判断するのですか。また、例えば中川元官房長官のビデオテープや森前首相の売買眷疑惑報道は、報道であり、問題ないのですか。いや、ゴシップであるから法の対象なのです。これらについても竹中大臣にお伺いいたします。

言論、表現の自由、出版、報道の自由は、民主主義にとって不可欠の前提です。本法案を初めとするメディア規制法案について、新聞協会等も先ほど申しましたように緊急声明を出しましたが、政府のスポーツマンである官房長官はどのように受けとめていますか。

総理、私は、公権力によるメディア規制につながることがあっては断じてならないと考えます。あわせて、総理の明快な答弁を求めておきます。

次に、行政機関の保有する個人情報保護法案についてお尋ねします。

現行法については、制定当時から、マニュアル処理の個人情報に適用されないことを初めとする、さまざまな問題が指摘されていました。確かに、今回の法案は一定の配慮がなされていますが、問題は、住民基本台帳ネットワークシステムが、住民基本台帳ネットワークシステムを実施する条件が満たされていないと言わざるを得ません。

そこで、総務大臣、住基ネットの実施を延期す

る例え、総務大臣、住民のプライバシーを一元的に管理する重要な機関である地方自治情報センターに対し、この行政機関個人情報保護法は適用されるのですか。また、行政機関側がネットワーク結合の形態で地方自治情報センターから本部報道の提供を受け場合、保有個人情報を該当するのですか。お答えください。

有個人情報を内部で利用することを広く認めており、加えて、同二項三号では、行政機関相互間の個人情報の提供が禁止されていません。

これでは、行政機関の一部門である警察庁が各

行政機関とネットワークを結合させ、犯罪検査を理由として、住民票コードを手がかりに、あらゆる行政機関の個人情報データベースを検索することも可能となるのではないかですか。これこそ、国民総背番号制への道を開く暴挙ではないですか。

政府案はさまざまな問題があり、この際、改めていると思いますが、官房長官はどのように受けとめていますか。

政府が設置した検討部会のメンバーでさえ、修正意見を出されています。また、麻生太郎自民党政調会長も、四月二十三日に、修正を認識する空気が与党にあるとの発言をしています。これらは、法案に大きな問題と欠陥があることを示していませんが、官房長官はどのように受けとめていますか。

政府案はさまたま問題があり、この際、改めて法案を出し直すこと強く要求します。総理の御決断をお願いします。

総理、城山三郎さんも、とんでもない言論弾圧、自由主義国家に例を見ない悪法、法案が成立したら取り返しのつかないことになると、強く憂慮されています。

城山さんは、本年、沖縄の個人情報反対の集会でのメッセージで、次のように言われました。

戦後、辛うじて得たものがさまざま自由でした。それら自由の中で絶対に失ってはならぬものが言論の自由です。言論の自由を失えば、ほかの自由のすべてが吹き飛ばされ、再び戦時体制へと向かいしかねません。個人情報保護法は、その大

る考えはありませんか。また、法案も改めて検討し直すのが妥当ではないかと思いますが、官房長官、いかがお考えでしょうか。

以上指摘しましたように、政府提出五法案は、多くの国民の期待とは裏腹に、個人情報に関する自己決定権を何ら保障するものとはなっておらず、言論や表現の自由を大きく制約するものとなっています。

政府が設置した検討部会のメンバーでさえ、修正意見を出されています。また、麻生太郎自民党政調会長も、四月二十三日に、修正を認識する空気が与党にあるとの発言をしています。これらは、法案に大きな問題と欠陥があることを示していませんが、官房長官はどのように受けとめていますか。

政府案はさまたま問題があり、この際、改めて法案を出し直すこと強く要求します。総理の御決断をお願いします。

総理、城山三郎さんも、とんでもない言論弾圧、自由主義国家に例を見ない悪法、法案が成立したら取り返しのつかないことになると、強く憂慮されています。

城山さんは、本年、沖縄の個人情報反対の集会でのメッセージで、次のように言われました。

戦後、辛うじて得たものがさまざま自由でした。それら自由の中で絶対に失ってはならぬものが言論の自由です。言論の自由を失えば、ほかの自由のすべてが吹き飛ばされ、再び戦時体制へと向かいしかねません。個人情報保護法は、その大

事な大事な自由をつぶそうという、とんでもない法律です。さきの戦争での大きな犠牲をせせら笑うような法律です。

城山さんの心からの警鐘を総理初め政府・与党の皆様に訴え、質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 北川議員にお答えいたします。

自己情報コントロール権についてです。

自己情報コントロール権とは、プライバシーの権利に関する学説上の考え方であると承知しておりますが、その内容、範囲及び法的性格に関するものとお尋ねです。また、現時点で十分な明確性を有するものは言えないため、その概念を用いておりません。

しかし、本法案では、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を制度化することとし、開示、訂正、利用停止等の具体的な規定を盛り込んでおります。

個人情報取扱事業者に対する監督のあり方についてです。

本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。事業活動に伴う消費者等の個人情報の保護に関する事務は、既に内閣を構成する各大臣が分担している各事業者の活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であります。

新たな第三機関の設置については、既存の行

政機関と事務が競合し、屋上屋を架することとなるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがあります。さらに、地方組織を含む膨大な組織の整備は、行政改革の流れにも反するものであります。

本法案が公権力によるメディア規制につながることがあつてはならないとのお尋ねです。

この法案は、国民や消費者などの個人情報の保護を図るものであり、メディアを規制するものではありません。本原則は、各人による努力義務規定であることを明記し、公権力による関与や罰則は一切ありません。

また、報道分野は、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用から一切除外しているとともに、主務大臣の、取材の相手方等に対する監督に関しては、表現の自由を妨げることがないよう配慮義務を明記しているところであります。

本法案は、自己決定権を保障しておらず、言論や表現の自由を大きく制約するものであり、出し直すべきとのお尋ねです。

本法案においては、個人情報の取り扱いに関し、本人が能動的に関与できるよう、開示、訂正、利用停止等の具体的な規定が盛り込まれております。また、言論、表現の自由を制約することのないよう規定しており、法案を出し直す必要はないと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ

ます。(拍手)

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣(片山虎之助君) 北川議員の御質問にお答えいたします。

四点ございます。

まず、条例よりも政府案の方が後退した表現ではないか、こういうお尋ねでございます。

行政機関個人情報保護法案におきましても、開示請求権については第十二条に、訂正請求権については第二十七条に、何人にも付与される権利として明確に規定いたしております。政府としても、その重要性は十分認識しております。

目的規定をどう書くかは、これは全体の体裁等の中ではございますので、目的の規定にはあるいはしゃかりと位置づけをしているというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、地方自治情報センターについてございます。

地方自治情報センターは、民法に基づく公益法人でございまして、これは主務大臣が指定しておりますいわゆる指定法人でございます。

したがいまして、行政機関個人情報保護法の対象にはなっておりませんけれども、住民基本台帳法の中で、同センターの役職員については秘密保持義務を課しております。目的外利用を禁じております。しかも、それを罰則をもつて担保しておられますので、個人情報保護のための必要な措置は講じられていると考えております。

また、行政機関が情報センターから提供を受けた本人確認情報は、これは私どもの法律の保有個人情報に該当いたしますので、この法律の規律によって適切に保護される、こういうふうに考えております。

それから、行政機関相互間の個人情報の提供制限についてでございます。

個人情報そのものは、個人情報ファイルの管理を厳格に行う、そのため、ファイルごとに経常的提供先や記録項目などの詳細を帳簿に記帳していく、しかも、それを公表する、こういうことを考えておりますし、個人情報ファイルに記載される個人情報の提供に当たりましては、たとえ行政機関相互でありますても、法令の定める事務の遂行に必要な限度でなきやならない、また、相当の理由のある場合でなければならぬ、こういうようにいたしております。厳格に管理してまいりたいと考えております。

そこで、住民票コードによる警察庁の個人情報検索との関係でございます。

住基法におきましては、本人確認情報、御承認コード等を確認情報といたしておりますけれども、この提供を受けた行政機関は、法の別表等に規定する事務の処理以外の目的のためにこの全部または一部を利用してはならないと法律上明確に規定いたしております。

だから、法の別表等に規定されていない限り行政機関は利用することはできない、こういうわけ

でございまして、警察厅は別表に規定されておりません、その対象先ではない、こういうことでござります。

それから、住基ネットワークシステムの施行等のお話でござります。

先ほども申し上げましたが、十分な個人情報保護措置を講じながら本年八月から施行してまいりたい、延ばす考えは全くございません。よろしくお願いいたします。(拍手)

(号外)

ささまざまなお意見がございますが、政府としては、言論、表現の自由との関係を含め、最善のものと考えております。本法案については、本日から審議が始まられたところであります、今後は、国会で十分な御審議をいただきたいと考えております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムを凍結し、行政機関個人情報保護法案を改めて検討すべきとの御指摘がございました。

このシステムは、住民基本台帳法上の十分な個人情報保護措置を講じているところであり、本年八月から施行することとしており、凍結する必要はないものと考えております。

審議において、同法の附則に、政府は個人情報の保護に万全を期するため所要の措置を講ずる旨が定められております。その趣旨を踏まえ、政府としては、個人情報保護関係五法案を御提案しているところであります、行政機関個人情報保護法案の見直しも必要ないものと考えております。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 北川議員から、五点質問がございました。

法体系についてのお尋ねであります。

この法案は、IT社会における個人情報の保護を図るため、基本原則等万人について努力義務を定めることなどにより、民間、公的分野、その他の特別の個別分野を通じた、全体として総合的、体系的な制度を整備しようとすることにしております。

このうち、民間分野につきましては、近年、あらゆる事業分野において、大量かつ多様な個人情報が広く流通、利用されている中で、いわゆる事業法が制定されていない分野も少なくなく、個別の事業法による対応では個人の権利利益の保護に欠けることになります。

このため、データベース等を用いているあらゆる分野の民間事業者を対象とした上で、必要最小限の一般的な規律を定めたところであります。

法案における死者の個人情報の考え方についてのお尋ねです。

法案では、個人情報の範囲については、「生存する個人に関する情報」と規定しております。

死者に関する情報は除かれております。
これは、法案が、個人情報の本人を対象として、本人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としておりまして、遺族など第三者の権利利益を保護することまでは意図するものではないからであります。

なお、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、その生存する個人に関する情報として、法案の対象になります。

のお尋ねがありました。
ある情報がいわゆるセンシティブ情報であるか
については、個々の情報の種類、内容のみなら
ず、利用目的、利用方法によって大きく左右され
るものであり、何がセンシティブ情報であるかを
明確に定義することは極めて困難であります。
この点、一九八〇年のOECD理事会勧告の解
説メモランダムにおいても、センシティブと万人
に認められるようなデータを定義することはほと
んど不可能であるとされているところであります。

したがって、この問題については、必要に応じて個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置することが適当ではないかと考えております。報道目的の定義、判断についてのお尋ねがござる

報道であるか否かについては、一部でも報道を目的としているか否かの事実に基づき客観的に判断されるものであり、このような判断は、まず事業者本人が判断する、当事者間で争いが生じた場合は、当事者間で判断され、場合により裁判における

なあ、仮に争いが行政に持ち込まれることがあるとしても、広く表現の自由にかかる活動を妨げることのないよう主務大臣に配慮義務が課され、決着されることになります。

ており、行政の関与は制限されております。

する個人に関する情報」と規定しております。

○副議長(渡部恒三君) 西川太一郎君。

(西川太一郎君登壇)

○西川太一郎君 まことに御熱心な御審議、御苦労さまでございます。最後の質問者でございますので、それも数分間でございますから、御協力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

私は、保守党を代表し、ただいま議題となりました個人情報の保護に関する法律案等関係五法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

現在、情報通信技術の活用により、個人の生活様式、社会経済活動、行政のあり方など、官民を問わず、広範な分野で、急激かつ大幅な変化が進展しております。いわゆるITの活用により、我々の日常生活は豊かになり、経済活動も活性化し、さらには行政の効率化が進むといった多くのメリットがもたらされている反面、さまざま問題を生み出していることも事実であります。

中でも最大の問題は、個人情報の流出とプライバシー保護の問題であります。

国民の多くも、情報化の便利さを享受する反面、プライバシー保護に対する不安を敏感に感じ取っております。国民生活センターが昨年公表した調査結果によれば、社会や生活の情報化によって個人情報が侵害されやすくなると感じている消費者は七一%にも達しています。

自分や家族のことを見透かしたかのように送られてくるダイレクトメール、身に覚えのない事業者からの勧誘電話、自分の個人情報が勝手に使わ

れ、プライバシーをのぞかれているのではないかと不安に思った経験は、だれでも一度や二度ではないはずであります。

それだけではありません。現実に、ここ数年、

百貨店、金融機関、電気通信事業者など、実にさまざまな分野で、顧客等のデータが大量に流れるような事件が相次いで、社会問題となつてお

ります。

数十万件という途方もない量の個人情報が売り渡されていた事件、人材派遣会社に登録している女性の、容姿の評価まで含む個人情報が持ち出され、ホームページ上で販売されていた事件、他人に最も知られたくないはずの病歴つきの名簿が販売されていた事件等々、プライバシー侵害そのものと言わざるを得ない事件は枚挙にいとまがありません。

このように、プライバシー保護の観点とは別に、もう一つ忘れてならない重要な観点、それは、個人情報の移転を伴う国際取引等への影響であります。

一九八〇年のOECD理事会勧告以来、国際社会では、個人情報の保護と自由な流通を調和させる取り組みが積極的に進められております。今や、OECD加盟国二十九カ国中、民間分野を包括する法制度を持たないのは、我が国を含め五カ国にすぎません。また、一九九五年のEU指令は、加盟国に対し、個人情報の保護レベルが不十分な域外への個人情報の移転を制限する国内法制を整備するよう義務づけております。

こうした国際環境の中で、我が国が民間の自主的な取り組みだけに頼り、包括的な法制度の整備を怠るならば、近い将来、国際取引等に不可欠な

個体データが我が国には移転されることがなくなります。

個人情報の保護に関する法律案提出の目的及び官民の個人情報保護を取り組む決意でございま

す。

関係法案の早期成立を強く求めるものであります

が、法案提出の目的及び官民における個人情報保護に取り組む御決意を総理にお伺いいたします。

さて、個人情報の保護に関する法律案が提出さ

れて以来、メディアを中心に、強力な反対運動が

繰り広げられております。すなわち、この法案が

成立すれば、取材、報道の自由が妨げられ、ひい

ては国民の知る権利が損なわれるという主張であ

ります。

これらにより、我が国が目指す世界最高水準の

IT社会の基盤を確立たるものとし、我が国にお

ける個人情報保護の全体的、整合的レベルアップ

を図つてまいります。

しかし、政府提出法案では、報道分野について

義務規定の適用を除外するとともに、取材の相手

方に対しても主務大臣の配慮義務を課して、行政

が関与しない仕組みとなつております。また、個

人情報を取り扱う者の……(発言する者あり)失礼

なこと言つた。者の基本原則は、メディアにも及ぶことになりますが、具体的な義務が課せられ

るものではなく、行政の関与や罰則も一切設けられおりません。このように、法案においては、

報道の自由、国民の知る権利を侵すことのないよ

う配慮されていると想えます。

この点について、総理並びに竹中一郎担当大臣

す。(拍手)

[内閣総理大臣小泉純一郎君登壇]

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 西川議員にお答

えいたします。

個人情報の保護に関する法律案提出の目的及び

官民の個人情報保護に取り組む決意でございま

す。

関係法案の早期成立を強く求めるものであります

が、法案提出の目的及び官民における個人情報保

護に取り組む御決意を総理にお伺いいたします。

さて、個人情報の保護に関する法律案が提出さ

れて以来、メディアを中心に、強力な反対運動が

繰り広げられております。すなわち、この法案が

成立すれば、取材、報道の自由が妨げられ、ひい

ては国民の知る権利が損なわれるという主張であ

ります。

これらにより、我が国が目指す世界最高水準の

IT社会の基盤を確立たるものとし、我が国にお

ける個人情報保護の全体的、整合的レベルアップ

を図つてまいります。

しかし、政府提出法案では、報道分野について

義務規定の適用を除外するとともに、取材の相手

方に対しても主務大臣の配慮義務を課して、行政

が関与しない仕組みとなつております。また、個

人情報を取り扱う者の……(発言する者あり)失礼

なこと言つた。者の基本原則は、メディアにも及ぶことになりますが、具体的な義務が課せられ

るものではなく、行政の関与や罰則も一切設けられおりません。このように、法案においては、

報道の自由、国民の知る権利を侵すことのないよ

う配慮されていると想えます。

この点について、総理並びに竹中一郎担当大臣

す。

[内閣総理大臣小泉純一郎君登壇]

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 西川議員にお答

えいたします。

個人情報の保護に関する法律案提出の目的及び

官民の個人情報保護に取り組む決意でございま

す。

関係法案の早期成立を強く求めるものであります

が、法案提出の目的及び官民における個人情報保

護に取り組む御決意を総理にお伺いいたします。

さて、個人情報の保護に関する法律案が提出さ

れて以来、メディアを中心に、強力な反対運動が

繰り広げられております。すなわち、この法案が

成立すれば、取材、報道の自由が妨げられ、ひい

ては国民の知る権利が損なわれるという主張であ

ります。

これらにより、我が国が目指す世界最高水準の

IT社会の基盤を確立たるものとし、我が国にお

ける個人情報保護の全体的、整合的レベルアップ

を図つてまいります。

しかし、政府提出法案では、報道分野について

義務規定の適用を除外するとともに、取材の相手

方に対しても主務大臣の配慮義務を課して、行政

が関与しない仕組みとなつております。また、個

人情報を取り扱う者の……(発言する者あり)失礼

なこと言つた。者の基本原則は、メディアにも及ぶことになりますが、具体的な義務が課せられ

るものではなく、行政の関与や罰則も一切設けられおりません。このように、法案においては、

報道の自由、国民の知る権利を侵すことのないよ

う配慮されていると想えます。

この点について、総理並びに竹中一郎担当大臣

配慮義務を明記しているところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

[國務大臣竹中平蔵君登壇]

○國務大臣(竹中平蔵君) 西川議員から、法案における報道の自由への配慮についてのお尋ねがございました。

私も、情報の観点から、個人の人格権を守ることと報道の自由を両立させることは大変重要なことだと思っております。

報道分野については、この点、法律案の第五章を適用した場合、事前規制となるおそれがあることから、報道機関が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、その適用を除外しているわけです。

また、取材の相手方など報道の周辺部分についても、主務大臣による報告の徵収、助言、勧告及び命令について、これは第四十条によって、表現の自由を妨げることのないよう主務大臣に対しても配慮義務が課されております。

他方、基本原則は何人にも適用されることとなりますが、法律上、一律かつ具体的な義務を課するものではなく、また、自主的に努力すべきことを定めるものであり、また、主務大臣による関与もありませんので、報道機関の報道活動を制限するものではありません。

このように、この法律は、総理も御答弁されており、報道機関の自主性を尊重し、その活動を制限することのないような制度となつております。

以上です。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

首藤 信彦君	中林よし子君	不破 哲二君
鎌田さゆり君	倉田 雅年君	岡下 信子君
補欠	阿部 知子君	原 陽子君
	岡下 信子君	倉田 雅年君
	阿部 知子君	阿部 知子君

(報告書及び文書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく平成十三年度森林及び林業の動向に関する年次報告

森林・林業基本法第十一条第一項の規定に基づく平成十四年度において講じようとする森林及び林業施策についての文書

平成十四年度において講じようとする森林及び任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法律

官 報 (号 外)

ろにした運営を行うようでは、医療に対する不信・不安は一層募るばかりか、真に必要な医療の発展を大きく妨げるものである。

本来、良質な医療をより効果的に提供し、高度医療が求められている特定機能病院の果たす役割が大きいだけに、このような不祥事を再発させないための処置が、どのように講じられているか、その実態を把握する為、全国八二特定機能病院について、以下質問する。

一 特定機能病院で発生する医療事故について、どのような報告体制並びに実態把握の方策を持っているか、また事故多発について厚生労働省はどのように考え、再発防止についてどのように考えているか。

二 特定機能病院で平成十一年一月から本年一月までに発生した医療事故について、厚生労働省は何件報告を受け、またはマスコミの報道などで、把握しているか。医療機関別に事故概要、事故発生月日を明らかにされたい。

三 医療事故の実態把握並びに再発防止機関としての安全管理委員会又はこれに相当する委員会が、病院において発足後何回開催され、医療事故・ミス等がアクシデント及びインシデントとして各々何件報告され、重篤な事例は何件あつたか、またそれについてどのように対応又是対策を講じているかを、その内容も含め医療機関別に明らかにされたい。

四 医療事故で患者が死した場合、事故原因究明と再発防止策が明確にされるまで、当該診療科の一時休診を実施させるべきと考えるが政府

の見解を示せ。

五 安全管理委員会の通常の活動内容並びに安全管理委員会に報告されたアクシデント及びインシデント事例への対応等については、期限を設けて保存義務化を図るべきと考えるが、政府の見解を示せ。

六 去る二月二七日厚生労働委員会において、社会保障審議会医療分科会や医師等の行政処分を決めている医道審議会の委員構成について、「委員にもっと弁護士や患者団体などの第三者を入れるべきだ」との中川智子議員の質疑に対し、坂口厚生労働大臣は「」指摘十分に理解できることもありますから、適正な陣容で臨まなければいけないと思う」と答弁されています。その後の進捗状況と具体化の目途を述べよ。

右質問する。

内閣衆質一五四第四一号 平成十四年四月二十三日 内閣総理大臣 締實 民輔殿 小泉純一郎

衆議院議員阿部知子君提出特定機能病院における医療事故多発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出特定機能病院における医療事故多発に関する質問に対する答弁書

一について

平成十四年四月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

置市及び特別区に対して、特定機能病院に限らず、およそ医療機関における重大な事故又は軽微な事故であっても今後の対策の検討のために参考となると考え方のものを把握した場合に、厚生労働省に報告するよう依頼しているところである。

高度の医療の提供等を行う機関である特定機能病院に対しては、安全管理のための体制を確保することを義務付けているところであるが、このような特定機能病院において重大な医療事故が発生していることを真摯に受け止め、特定機能病院等の管理者及び安全管理の担当者に対する研修を実施するとともに、各特定機能病院が安全管理のために一層適切な体制を確保するよう指導してまいりたい。

二について

平成十一年一月から本年一月までの間に新聞で特定機能病院における医療事故として報道され、都道府県、保健所設置市及び特別区から厚生労働省に報告があった事例は六十七件あります。その概要は別表第一のとおりである。

三について

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成十二年一月四日付け健政発第十九十七号厚生省健康政策局長通知)に基づき各特定機能病院に設置された安全管理のための委員会(以下「委員会」という。)の開催回数、委員会に報告されたインシデント事例、アクシデント事例及び重篤な事例の件数並びにこれらの事例に対する対応状況は、各特定機能病院からの報

告により把握しているところでは、別表第一のとおりである。

四について

各医療機関においては、医療事故が発生した場合に、その原因を究明し、再発防止策を講じなければならないことはいうまでもないが、原因の究明等には時間が必要なことが多い、その間の休診は他の患者の診療に支障を来たすおそれがあることから、御指摘のような一時休診を一律に実施させることは適当ではないと考えている。

五について

委員会におけるインシデント事例及びアクシデント事例の分析やこれに基づく対応策の検討などの活動は、医療事故の発生を防止することを目的として行われているものであり、委員会で用いられた文書の保存の在り方については、このような目的を踏まえて、各特定機能病院が適切に対応するよう指導してまいりたい。

六について

医師若しくは歯科医師又は特定機能病院に対する個々の処分等を審議する医道審議会医道分科会又は社会保障審議会医療分科会の委員及び臨時委員については、それぞれの分科会の設置目的に応じ、個々の事案について公平かつ公正な判断が行えるよう、法律学の専門家、医療現場の事情に精通している者等を含め、幅広い分野から識見を有する者を選任することとしているところであり、今後とも、このような方針に基づき適切に対応してまいりたい。

別表第一

医療機関名	報道が行わ れた日	事故の発生	事故の概要
弘前大学医学部附属病院	平成十二年七月二十七日	平成十二年十月十七日	肺がんの患者のレーザー治療中に火花が飛び、患者の気管支に熱傷が生じたもの
筑波大学附属病院	平成十三年四月十日	平成十三年四月十五日	心室中隔欠損症の患者の手術中に、医師が穴をふさぐ心筋保護液の注入に手間取り、患者が死をしたものの
千葉大学医学部附属病院	平成十三年八月四日	平成十三年二月二十五日	患者が体内に残ったものの
東京大学医学部附属病院	平成十二年九月六日	平成十二年八月四日	僧帽弁閉鎖不全症の患者の手術の際に、縫合針を膀胱内に置き忘れたもの
六平 月成 十九 二年	四平 月成 一十二 年	九平 月成 十二 年	心室中隔欠損症の患者の手術中に、医師が穴をふさぐ心筋保護液の注入に手間取り、患者が死をしたものの
月平 成十年 九	四平 月成 十一 年	日平 月成 二十 一年	患者が体内に残ったものの
薬開頭手術の影響で興奮状態になつた患者に鎮静 ドルミカム十ミリグラムを投与したもの	感 う ン。 耐 性 黄 路 は 不 明 で 有 る が、 入 院 患 者 が メ チ シリ ー に 感 染 し た も の の 記 注 射 帳 漏 れ に よ り 抗 が ん 剤 ビ ン クリ ス チ ン を 二 度 注 射 し た も の の 通 常 の 使 用 量 の 十 倍 の 抗 生 物 質 を 投 与 し た も の	通常の使用量の十倍の抗生素質を投与したもの	患者が体内に残ったものの

名古屋大学医学部附属病院	三重大学医学部附属病院	京都大学医学部附属病院	大阪大学医学部附属病院	神戸大学医学部附属病院	徳島大学医学部附属病院	香川医科大学医学部附属病院
平成十二年七月十八日	平成二十二年十月二十四日	平成十二年三月八日	平成十二年三月八日	平成十二年三月八日	平成十二年三月八日	平成十二年三月八日
平成十二年六月二十四日	平成十二年十月二十二日	平成十二年二月二十八日	平成十二年二月二十八日	平成十二年七月三十日	平成十二年七月三十日	平成十二年七月三十日
院内にある患者用の循環式二十四時間風呂の湯 から入院患者がレジオネラ菌に感染したと推定されたものがO型の患者にA型の濃厚赤血球を輸血し人工呼吸器の加温加湿器に、水と間違えて消毒液を注入したもの	血液型がO型の患者にA型の濃厚赤血球を輸血したものがO型の患者にA型の濃厚赤血球を輸血し人工呼吸器の加温加湿器に、水と間違えて消毒液を注入したもの	人工呼吸器から出火するとともに、入院患者六十五名が避難したもの	人工呼吸器から出火するとともに、入院患者六十五名が避難したもの	腹部大動脈瘤手術の際に、誤つて腹腔鏡で患者の体内に血栓を作つたもの	腎臓生検後に、出血性ショック死したもの 結膜炎を発症したもの	血液型がA型の患者にO型の血漿製剤を輸血したものの
充心剤ジゴキシンを十倍に薄めずに調薬瓶に補強し、二十日間投与を続けたもの	血液型がA型の患者にO型の血漿製剤を輸血したものの	人工呼吸器を取り付ける際に、呼気側と吸気側を誤つて装着したもの	人工呼吸器を取り付ける際に、呼気側と吸気側を誤つて装着したもの	腎臓生検後に、出血性ショック死したもの 結膜炎を発症したもの	血液型がA型の患者にO型の血漿製剤を輸血したものの	充心剤ジゴキシンを十倍に薄めずに調薬瓶に補強し、二十日間投与を続けたもの
平成十二年九月十三日	平成十二年七月十九日	平成十二年六月八日	平成十二年六月八日	平成十二年五月十六日	平成十二年十月二十二日	平成十二年六月二十九日
平成十一月十日から同年	平成十二年六月二十九日	平成十二年六月五日	平成十二年六月五日	平成十二年五月十六日	平成十二年十月二十九日	平成十二年七月一日

一平 成 二十三 年	八 月 日	十 平 成 四 年	平 成 十二 年	日 二 平 成 二 十六 年	平 成 十三 年	日 七 平 成 十二 年	平 成 十二 年	日 十 平 成 五 年	平 成 十二 年	日 十一 平 成 一 月 十五 年	平 成 十二 年	九 月 平 成 十一 年	一平 月 十一 年			
十平 成 二 月 十四 年	二十 日	二十一 平 成 十二 年	九 月 平 成 十二 年	日 二 平 成 二 十三 年	平 成 十三 年	一 月 三 平 成 十二 年	平 成 十二 年	日 八 平 成 二 月 二十七 年	平 成 二 十一 年	日 十 平 成 二 月 二十八 年	平 成 十二 年	七 月 九 日	十 平 成 十一 年	間		
病薬剤師が誤つて、降圧剤アルマールではなく糖尿			取骨髄移植の提供者から骨髄を採取した際に、採			人工透析時に、カテーテルを誤つて患者の頸動			胃薬と間違えて抗がん剤を投与したもの			右肺下葉切除手術の際に、手術器具の一部が胸			肺がんの手術後に、下半身麻痺になつたもの	
治療薬アマリールを調剤したもの			針で提供者の血管を傷つけたもの			脈に差し込んだもの			腔内に残つたもの			抗ウイルス剤を点滴すべき患者に別の患者の抗			それぞれ別のセフエム系の抗生素とペニシリソ系抗生物質投与患者を取り違えて点滴したもの	
テオドールを必要量の十倍投与したもの			薬剤師が医師の処方を見間違え、気管支拡張剤			セフエム系抗生素を点滴すべき患者とペニシリソ系抗生物質投与患者を取り違えて点滴したもの			がん剤を点滴したもの			セフエム系抗生素を点滴すべき患者とペニシリソ系抗生物質投与患者を取り違えて点滴したもの			セフエム系抗生素を点滴すべき患者とペニシリソ系抗生物質投与患者を取り違えて点滴したもの	

國立がんセンター中央病院	日	平成十三年十月二十日	平成十二年六月八日	肝臓がんの手術を受けた患者が植物状態になつたもの
國立循環器病センター	日	平成十二年一月四日	平成十一年五月一日	心臓手術時に、薬剤を調合済みであるものと誤認して、蒸留水を投与したもの
横浜市立大学医学部附属病院	平成十三年一月三十日	平成二十三年一月二十五日	平成二十三年一月二十一日	心臓周囲の心嚢にたまつた水を抜く際、容態が急変したもの
福島県立医科大学医学部附属病院	平成十三年一月十三日	平成二十三年一月二十八日	平成二十三年一月二十八日	病理検査で検体を取り違えた結果、胃炎患者の胃の三分の一を摘出したもの
名古屋市立大学病院	平成十二年七月六日	平成十二年七月四日	平成十二年一月十一日	心臓疾患の患者Aに肺の手術を行い、肺疾患の患者Bに心臓の手術を行つたものの
	平成八年三月	平成八年三月	平成十二年六月二十八日	外用消毒薬に内服用のラベルを貼付して患者に渡したもの
も部輸血に使用したカテーテルを誤つて血管内に残し、これが心臓に達した先端	平成二十二年八月七日	平成二十二年八月七日	心臓疾患の患者に對する欠損口修復手術を行つた際に、心筋保護マットが体内に残り、平成十二年一月に摘出したもの	手術時に使用した生理食塩水の輸液パックが空になり、輸液パック内の空気が脳血管内に混入したものの

聖マリアンナ医科大学病院		東海大学医学部附属病院		愛知医科大学附属病院		近畿大学医学部附属病院		産業医科大学病院					
四平 月 十 四 日	年	四平 月 十一 日	年	六平 月 九 日	年	四平 月 九 日	年	六平 月 九 日	年	四平 月 八 日	年	九平 月 十 八 日	年
十一 月 一 日	年	九平 月 十 三 日	年	九平 月 二 十九 年	年	七平 成 十二 年	年	日九平 月 二 十八 年	年	日九平 月 二 十八 年	年	ドナ ーの候 補者 ドナ ーとし て不適 格であ ること を見逃 してい たため 、骨髓 移植を 緊急に 中止し たもの	人工呼 吸器に 接続し たチュー ープを 差し替 えた際 に気管 を破り、 シヨツク 死したと 疑われ るもの
十一 月 一 日	年	九平 月 十 二 日	年	平 成 十 三 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 三 年	年	平 成 十 二 年	年	点滴用 チューブ に注入す べき六種 類の薬剤 を交換し、 薬剤の 注入量を 誤つたと 疑われる もの	点滴用 チューブ に注入す べき六種 類の薬剤 を交換し、 薬剤の 注入量を 誤つたと 疑われる もの
十一 月 一 日	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	患者の病 室移動後、 輸液ポンプ を交換し、 薬剤の 注入量を 誤つたと 疑われる もの	患者の病 室移動後、 輸液ポンプ を交換し、 薬剤の 注入量を 誤つたと 疑われる もの
十一 月 一 日	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	大動脈 弁置換手 術時に、切 開場所を誤 り、縫合 部から大 量に出血 したもの	大動脈 弁置換手 術時に、切 開場所を誤 り、縫合 部から大 量に出血 したもの
十一 月 一 日	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	研修医三 人が結核 に感染し たもの	研修医三 人が結核 に感染し たもの
十一 月 一 日	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	動脈の縫合 が困難で あることか ら、生体ボ ンドを使用 したところ 、人工心肺 が目詰まり を起こし、 多臓器不全 となつたも の	動脈の縫合 が困難で あることか ら、生体ボ ンドを使用 したところ 、人工心肺 が目詰まり を起こし、 多臓器不全 となつたも の
十一 月 一 日	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	平 成 十 二 年	年	ジを腹部 動脈瘤切 除手術の際 に、こぶし 大のスポン ジを残し たまま縫 合したもの	ジを腹部 動脈瘤切 除手術の際 に、こぶし 大のスポン ジを残し たまま縫 合したもの

別表第二

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
北海道大学医学部附属病院	八回	千七百六十四件	一件	一件
旭川医科大学医学部附属病院	十一回	千九百七十八件	〇件	〇件
弘前大学医学部附属病院	三十六回	千五十一件	十四件	三件
東北大学医学部附属病院	十六回	二千五百八十二件	五十一件	六件
【対応状況（例）】				

【対応状況（例）】
 （インシデント事例）
 投薬時の患者誤認があり、薬剤等のオーダーリングシステムに「患者確認画面」を追加した。

（インシデント事例）
 手術の前後でガーゼの数が一致しなかつたことがあり、紐付きガーゼ等を使用することとした。

（アクシデント事例）
 未滅菌医療材料の供給があり、滅菌の有無が分かるシールを導入した。

（重篤な事例）
 手術針が体内に残ったことがあり、手術中に体内を映し出すシステムを導入した。

(インシデント事例)
 (点滴における投薬量の誤りがあり、流量を設定して薬剤等を投与する機械のラベルに投薬速度を表示することとした。
 (アクリシデント事例)
 (末梢血幹細胞移植後の不適合輸血があり、患者とドナーの血液型などの情報を輸血部に登録することとした。
 (重篤な事例)
 手術時のガーゼの置き忘れがあり、手術後のエックス線撮影により確認することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクリシデント事例	重篤な事例
秋田大学医学部附属病院	二十一回	千八百十件	四十二件	四件
山形大学医学部附属病院	二十回	二千百四十六件	十四件	〇件
筑波大学附属病院	二十五回	二千五十七件	五百十一件	一件

官 報 (号 外)

(才カレインス事例) 診察時の患者誤認があり、本人に名前を名のつてもらうこととした。

(重複投与) あり、実施記録の記載及び二重の確認を徹底することとした。

(検体の取り違えがあり、組織検査の各工程で二重の確認をすることとした。

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
群馬大学医学部附属病院	十九回	千百五十件	十件	〇件
千葉大学医学部附属病院	十九回	千七百八十六件	二十九件	一件
東京大学医学部附属病院	十六回	三千七百三十件	五十八件	四件

(対応状況(例))

インシデント事例

(投薬忘れがあり、配薬チエック表を作成して確認することとした。)

(アクシデント事例)

配薬チエック表を作成して確認することとした。

(投薬時の患者誤認があり、薬剤を各病室の患者に運ぶワゴン車の上に仕切りを作ることとした。)

(対応状況(例))

インシデント事例

(インシデント事例)

配薬チエック表を作成して確認することとした。

(対応状況(例))

インシデント事例

(点滴への薬剤混注時の薬剤取り違えがあり、類似した薬剤は別々に保管することとした。)

(アクシデント事例)

配薬チエック表を作成して確認することとした。

(手術時に布鉗子で患者の皮膚を挟んだことがあり、布を固定した後に布を持ち上げて確認することとした。)

(重篤な事例)

(調剤過誤があり、散剤については処方箋に一日の投薬量、日数及び全量のすべてを記載することとした。)

(対応状況(例))

インシデント事例

(イシデント事例)

配薬チエック表を作成して確認することとした。

(点滴忘れがあり、注射薬剤のオーダリングシステムを推進することとした。)

(対応状況(例))

インシデント事例

(点滴忘れがあり、注射薬剤のオーダリングシステムを推進することとした。)

(アクシデント事例)

(重篤な事例) 病室内で骨折があり、段差部分に目印を付すこととした。
 薬剤の気管への誤注入があり、職員に胃管挿入時の手順を周知した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東京医科歯科大学医学部附属病院	六十二回	二千六百九十二件	三十六件	一件

【対応状況(例)】
 (エインシデント事例)
 (エックス線撮影時の患者誤認があり、ネームバンドの確認を徹底することとした。
 (アクシデント事例)
 (超音波メスによる熱傷があり、保護シートを用いることを徹底することとした。
 (重篤な事例)
 (投薬量の誤りがあり、薬剤等のオーダーリングシステムを二十四時間稼働させることとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
新潟大学医学部附属病院	二十五回	三千五百十六件	十六件	〇件

【対応状況(例)】
 (イアンシデント事例)
 (ガーゼのエックス線造影糸が切れて体内に残ったことがあり、ガーゼのエックス線造影糸をより強度のある製品に変更した。
 (アクシデント事例)
 (手術後のガーゼの置き忘れがあり、手術部異物遺残防止マニュアルを整備した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
富山医科大学附属病院	二十二回	千八百七十四件	三件	一件

【対応状況(例)】
 (イアンシデント事例)
 (点滴交換時の患者誤認があり、リストバンドを導入した。
 (アクシデント事例)
 (肝生検施行時の出血事故があり、使用器具を変更した。
 (重篤な事例)

手術針が体内に残つたことがあり、手術後のエックス線撮影により確認することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
金沢大学医学部附属病院	十六回	千百十七件	二十三件	〇件
福井医科大学医学部附属病院	二十六回	千三百八十六件	十八件	一件
山梨医科大学医学部附属病院	二十一回	二千七百八十二件	二十三件	六件

【対応状況（例）】
 （インシデント事例）
 薬剤の誤投与があり、投薬の際に二重の確認等を行うこととした。

（アクシデント事例）
 院内で作成したアルコール綿球による接触性皮膚炎の発症があり、製品化されたアルコール綿球を購入することとした。
 （重篤な事例）
 手術時のガーゼの置き忘れがあり、異物の体内遺残防止マニュアルを作成した。

【対応状況（例）】
 （インシデント事例）
 ベッドからの転落があり、患者離床警報マットを増設した。

（アクシデント事例）
 異型新鮮凍結血漿の投与があり、全入院患者にリストバンドを装着することとした。

（重篤な事例）
 手術時のガーゼの置き忘れがあり、鼻腔内挿入ガーゼについてもエックス線造影糸付きのガーゼに変更することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
信州大学医学部附属病院	二十六回	五千四百八十六件	五件	二件
岐阜大学医学部附属病院	十八回	五百四件	一件	〇件
浜松医科大学医学部附属病院	二十一回	四百十三件	〇件	〇件
名古屋大学医学部附属病院	四十七回	五千六百九十二件	三件	二件

【対応状況(例)】
 (イシデント事例)
 (投薬量の誤りがあり、休日の薬剤師の日直を二人体制にすることとした。
 (アクシデント事例)
 (抜歯の際、歯冠補てつ物の咽頭への落下があり、咽頭部をガーゼで遮断することとした。
 (重篤な事例)
 (ベッドからの転落があり、転倒・転落防止ガイドラインを作成した。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 (院内で患者の転倒があり、トイレ内に手すりを設置した。
 (アクシデント事例)
 (家族の了解を得ずに患者へ輸血を実施したことがあり、インフォームドコンセントの徹底を図った。

【対応状況(例)】
 (イシデント事例)
 (エックス線撮影時の患者誤認があり、院内で事故防止のためのシンポジウムを実施することとした。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 (医療機関名)

(ア)電気メスによる熱傷があり、電気メスの専用ポケットを設けた。

(イ)手術時における止血用器具による熱傷があり、手術器具の使用方法に関する安全教育を徹底することとした。

(重篤な事例)手術中の手術器具破損があり、手術器具の強度を高めることとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
三重大学医学部附属病院	五十回	千四百三十九件	五件	一件
滋賀医科大学医学部附属病院	十二回	二千一件	九件	一件
京都大学医学部附属病院	二十二回	千八百三十九件	〇件	十一件

【対応状況(例)】

(インシデント事例)消毒薬と蒸留水の取り違えがあり、消毒薬のキャップにラベルを付すこととした。

(アクシデント事例)点滴ボトルの取り違えがあり、二重の確認を実施することとした。

(重篤な事例)異型輸血があり、検査部及び輸血部が二十四時間体制で輸血検査を実施することとした。

【対応状況(例)】

(インシデント事例)点滴時の患者誤認があり、点滴ボトルにフルネームで患者の名前を記入することとした。

(アクシデント事例)点滴漏れからの転落があり、ベッド柵を設置した。

(重篤な事例)点滴漏れによる皮膚壊死があり、刺入部を観察できる透明の固定剤を使用することとした。

【対応状況(例)】

(インシデント事例)適用外の患者について検査の申込みがあり、申込時の確認を入念に実施することとした。

【対応状況(例)】

(重篤な事例)
胸腔吸引中の吸引バックの破損があり、製品を変更した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
大阪大学医学部附属病院	三百七十七回	千八百六十三件	三件	〇件

(対応状況(例))
(インシデント事例)

消毒中であつた人工呼吸器の酸素加湿器が使用されたことがあり、消毒の必要性のないディスポートザルの加湿器に変更した。

(アクシデント事例)
液体医薬品の誤投与があり、薬品瓶のラベルの確認及び整理整頓を徹底することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
神戸大学医学部附属病院	三十六回	二千四百七十三件	四十四件	七件

(対応状況(例))
(インシデント事例)
薬剤の誤投与があり、散剤の薬包に患者名を印字することとした。

(手術中の切削器具の破折があり、使用後及び手術終了時の確認を徹底することとした。

(重篤な事例)
手術中、バルブ接続の誤りが見付かり、バルブ一体型の麻酔器を導入した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
鳥取大学医学部附属病院	八回	一千二百四十四件	四十六件	三件

(対応状況(例))
(インシデント事例)
ミルクの誤投与があり、特殊ミルクを飲んでいる小児患者名をリストアップした。

(重篤な事例)
小児患者の誤認があり、リストバンドシステムを導入した。

(重篤な事例)
手術後に廃液チューブの管理ミスがあり、処置内容を診療録等へ記載した上で、申し送りを徹底することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
島根医科大学医学部附属病院	二十三回	五百五十四件	五件	一件
岡山大学医学部附属病院	十九回	五百二十四件	十四件	二件
広島大学医学部附属病院	二十回	四百六十五件	四十件	二件

【対応状況(例)】
(イ) インシデント事例
 検体提出時のラベルのはり間違いによる検査項目の誤りがあり、採血管のモデル表示を全部署に配布することとした。
(ア) クシデント事例
 ベッドからの転落があり、患者の危険度に応じた巡視を実施し、ベッドの高さを調節することとした。
(重篤な事例)
 手術時のガーゼの置き忘れがあり、ガーゼのカウントマニュアルを見直し、手術後に体内のエックス線撮影又は透視

【対応状況(例)】
(イ) インシデント事例
 (ア) クシデント事例
 (重篤な事例)
 造影剤と他の液体の混入があり、造影剤の注ぎ足し等は行わないこととした。

【対応状況(例)】
(イ) インシデント事例
 (ア) クシデント事例
 (重篤な事例)
 (手術に用いたチューブによる鼓膜損傷があり、チューブにストッパーを付けることとした。
 薬品の誤投与があり、保管場所に確認票を設けることとした。

を行うこととした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
山口大学医学部附属病院	十八回	千二百八件	七件	〇件

【対応状況(例)】
 (イインシデント事例)
 (輸液量の誤認があり、実際の輸液使用量を入力することとした。
 (アクシデント事例)
 (注射薬の誤りがあり、二重の確認を行ふこととした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
徳島大学医学部附属病院	二十八回	八百四十七件	十九件	三件

【対応状況(例)】
 (イインシデント事例)
 (院内で患者の転倒があり、トイレに手すりを設置した。
 (アクシデント事例)
 (停電による人工呼吸器のトラブルがあり、無停電コンセントにつなぐよう周知徹底した。
 (重篤な事例)
 (手術中のガーゼ等の置き忘れがあり、ガーゼ、針等の数の確認を実施することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
香川医科大学医学部附属病院	十二回	千四百九十六件	百六件	一件

【対応状況(例)】
 (イインシデント事例)
 (院内で患者の転倒があり、滑りにくい履物の使用を推進することとした。
 (アクシデント事例)
 (採血時の患者誤認があり、ベッドネーム及びネームバンドを確認し、患者本人に名前を名のつてもらうこととした。
 (重篤な事例)
 (手術時のインフォームドコンセントを欠いたことがあり、必ず患者に手術説明書を渡すこととした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例

愛媛大学医学部附属病院	十九回	千二百八十八件	三件	〇件
【対応状況(例) （インシデント事例）】				
手術時に血液型の誤認があり、カルテ上の血液型判定結果等で確認することとした。 （アクシデント事例）				
MRI検査中の熱傷があり、職員に対してMRI検査時の注意事項を徹底することとした。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
高知医科大学医学部附属病院	三十二回	千五百八十一件	五件	一件
【対応状況(例) （インシデント事例）】				
ベッドから転落があり、ベッド柵を設置した。 （点滴の取り違えがあり、リストバンドを装着することとした。 （重篤な事例）				
カテーテルの一部が体内に残つたことがあり、処置後のエックス線透視を実施することとした。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
九州大学医学部附属病院	二十三回	九百二十一件	二件	一件
【対応状況(例) （インシデント事例）】				
緊急時の投薬量の誤りがあり、緊急時の口頭指示については両者が声を出して確認することとした。 （アクシデント事例）				
（重篤な事例）				
血管造影後出血の発見が遅れたことがあり、血管造影後は専門医による経過観察を実施することとした。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
佐賀医科大学医学部附属病院	二十一回	千九十六件	六十三件	一件

【対応状況(例)】

(インシデント事例) 注射時の患者誤認があり、注射器には患者の氏名を明記することとした。

(アクシデント事例) 未滅菌材料の使用があり、滅菌物の取扱マニュアルを作成することとした。

(重篤な事例) 薬品の誤投与があり、一定の薬剤については投与前に専門分野の医師に相談することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
長崎大学医学部附属病院	二十四回	千四百十七件	二件	一件
熊本大学医学部附属病院	十九回	六百九十件	十七件	十七件
大分医科大学医学部附属病院	二十五回	千六百九十五件	二十二件	〇件

【対応状況(例)】

(インシデント事例) 患者の転倒及び転落があり、その防止マニュアルを周知徹底することとした。

(アクシデント事例) 手術器具が体内に残つたことがあり、手術器具の数を三重に確認することとした。

(重篤な事例) 抗がん剤の誤投与があり、薬剤のオーダリングシステムを改善することとした。

(対応状況(例)) (インシデント事例) 不明薬剤の洗濯物混入があり、手術室等から出される洗濯物等の受付台帳を置くこととした。

(アクシデント事例) 異型輸血があり、実施直前に患者の氏名及び血液型の再確認を行うこととした。

(重篤な事例) 薬剤の誤投与があり、投与直前に複数の医師による確認を行うこととした。

(インシデント事例)
 (点滴量の誤りがあり、準備時に二重に確認することとした。
 (アクシデント事例)
 ベッドからの転倒があり、ベッドサイドセンサー及び床マットセンサーを設置した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
宮崎医科大学医学部附属病院	二十回	八百九十九件	六件	〇件

(対応状況(例))
 (インシデント事例)
 患者誤認があり、携帯用IDカードを導入し、多角的な確認体制を整備した。
 (アクシデント事例)
 ベッドからの転落があり、ベッドサイドに床マットセンサーを設置した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
鹿児島大学医学部附属病院	十七回	千百十三件	七十八件	二件

(対応状況(例))
 (インシデント事例)
 睡眠薬の過剰服用があり、処方時の基準を明文化した。
 (アクシデント事例)
 静脈なんぽによる低温熱傷があり、電気あんかを使用することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
琉球大学医学部附属病院	二十六回	九百四十一件	九十三件	一件

(対応状況(例))
 (インシデント事例)
 手術申込書の患者IDに間違いがあり、二人の医師が確認することとした。
 (アクシデント事例)
 手術後のガーゼの置き忘れがあり、ガーゼの数の確認を徹底することとした。
 (重篤な事例)

注射薬の投与期間の誤りがあり、治療内容について専門医師間で相互確認を徹底することとした。

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
国立がんセンター中央病院	十九回	二千四十三件	一件	一件
医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
国立循環器病センター	二十三回	四千六百十七件	十一件	〇件
医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
防衛医科大学学校病院	二十回	二千七百九件	五十四件	一件
医 療 機 閔 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
【対応状況(例)】 （インシデント事例） 人工呼吸器のモニターの設定ミスがあり、人工呼吸器使用時のチェックリストの見直しを行った。 （アクシデント事例） 腹部大動脈瘤の手術中、回転式自己血輸血装置の返血ラインに空気が混入し、血圧が低下したことがあり、すべての医療機器の点検等を実施した。	二十三回	四千六百十七件	十一件	〇件
【対応状況(例)】 （インシデント事例） 名前の類似した薬剤を誤つて処方しそうになつたことがあり、処方箋と処方薬剤の再点検を徹底することとした。 （アクシデント事例） 脊椎造影の際に局所麻酔薬が硬膜管内に混入し、一過性の下肢麻痺が生じたことがあり、局所麻酔時には必ず髓液が注射筒に逆流していないことを確認し、数分間患者の様子を観察してから造影剤を注入することとした。 （重篤な事例）	二十回	二千七百九件	五十四件	一件

一部修正し医療従事者に通知した。

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
札幌医科大学医学部附属病院	二十二回	千三百二十五件	二十四件	一件
福島県立医科大学医学部附属病院	四回	千七百六十三件	四件	〇件
横浜市立大学医学部附属病院	三十七回	五千四百十五件	二件	〇件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 固定した経管栄養のチューブ等が外れたことがあり、各種チューブの固定方法についてのマニュアルを作成した。

(アクシデント事例)
 手術の消毒時に高濃度消毒液を希釈せずに用い、皮膚炎を発症したことがあり、手術室では高濃度消毒液を使用しないこととした。
 (重篤な事例)
 導医が採血検査結果を見落とし、帰宅後にショック状態となつたことがあり、検査結果の確認、帰宅指示の際の指導医への確認等を徹底することとした。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 胃管から投与されるべき薬剤の入ったシリンジを誤って点滴ラインの三方活栓に接続したがあり、コネクター部分が太いシリンジを導入し、三方活栓に接続できないようにした。

(アクシデント事例)
 検体の取り違えがあり、医療事故防止マニュアルに病理検査に係る事故防止策を詳細に記載した。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 名前の類似した筋弛緩剤を誤って投与しそうになつたことがあり、薬剤マスター画面から当該医薬品を削除した。

外用薬のボトルに誤つて内服薬のラベルをはり付け患者に渡したことがあり、外用薬へのラベル使用を止めるとともに、コンピューターの入出力を二重に確認するようとした。

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
名古屋市立大学病院	二十二回	二千二百五十八件	二百五十四件	一件

【対応状況(例)】

(インシデント事例)
インシュリン投与の準備段階で単位換算を間違えやすいため、注射オーダーシステムにおける表示方法をミリリットル当たりからアンプル当たりに変更した。

(アクシデント事例)
B型肝炎感染者の母乳を取り違えて他の新生児に授乳したことがあり、感染症患者の母乳パックに色付きテープを貼付することとした。
(重篤な事例)
脳血管手術中、末梢血管に空気が流入したことがあり、加圧して用いる輸液バッグは、必ず空気を全量抜き取つてから使用することとした。

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
京都府立医科大学附属病院	三回	二千九百五十四件	八十七件	〇件

【対応状況(例)】

(インシデント事例)
ベッドからの転落、無断離院等があり、要注意患者にセンサーを装着することとした。

(アクシデント事例)
腹腔鏡下腔式子宮全摘術中、手術器具の不具合により器具の一部が脱落したことがあり、原因を究明し、職員への周知を図つた。

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
大阪市立大学医学部附属病院	十八回	九千九百九十七件	百四十八件	三件

【対応状況(例)】

(インシデント事例)
入院患者に対する薬剤の投与誤りがあり、薬を患者に配布するときには、処方箋と薬袋との照合を徹底することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
奈良県立医科大学附属病院	二十四回	千百二十五件	五百九十八件	七件
和歌山県立医科大学附属病院	十二回	三千二十八件	七十二件	〇件
岩手医科大学附属病院	二十三回	千九百五十五件	百五十三件	四件

(アクシデント事例)
 患者が包裝されたままの内服薬を服用し、食道の入り口に引っ掛けたことがあり、内服薬については、年齢や患者の認知度を考慮して配薬することとした。
 (重篤な事例)
 患者がベッドで後方に倒れ、ベッドの柵で後頭部を打撲し、硬膜下出血を起こしたことがあり、転倒事故発生リスクの高い患者を把握するためのアセスメントシートの使用徹底を図るとともに、患者向けの啓発ポスターを作成した。

(対応状況(例))
 (インシデント事例)
 検査等における患者取り違えがあり、患者に姓名を名のつてもらうようにした。
 (アクシデント事例)
 研修医が中心静脈ルート確保中に肺を穿刺し、気胸を生じたことがあり、研修医に対する指導を徹底することとした。
 (重篤な事例)
 手術後麻酔覚せい中に研修医が輸血を行い、除脈から低血圧となり、死亡に至ったことがあり、研修医に対して輸血に関する教育の充実と指導体制の強化を図った。

(対応状況(例))
 (インシデント事例)
 点滴時の患者取り違えがあり、点滴液作成時に二重の確認を行うとともに、患者に名前を名のつてもらうこととした。
 (アクシデント事例)
 肌肉注射すべき薬剤を誤って静脈注射したことがあり、注射方法の異なる薬剤は同一トレイには置かず、施行方法の確認の徹底を図ることとした。

(対応状況(例))
 (インシデント事例)

(ア)薬剤の投与誤りがあり、投与時の二重の確認を徹底することとした。

(イ)院内で患者の転倒があり、病棟内の手すりと段差の改修を行つた。

(ウ)急性大動脈乖離の患者の確定診断が遅れ、緊急手術に至つたことがあり、確定診断ができるない重症例の患者又は重症例の疑いのある患者については、即日入院させて経過観察及び治療を行うこととした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
自治医科大学附属病院	十五回	千五百九十七件	千六百四十三件	〇件
獨協医科大学病院	十八回	千八十七件	一件	一件
埼玉医科大学附属病院	二十回	二千七百十二件	四百七十二件	二十四件

【対応状況(例)】
(イ)インシデント事例
看護師が処方箋の記載内容を見誤ったことがあり、処方箋の様式を変更するとともに、記載方法のマニュアルを作成し、配布した。

(ア)インシデント事例
進行性胃がん及び食道裂孔ヘルニアの患者に対して使用した気管チューブのカフが過膨張したことによつて、気管を損傷したことがあり、気管チューブの不具合についてメーカーから報告を求めるとともに、医師に対して操作に細心の注意を払うよう指導した。

【対応状況(例)】
(イ)インシデント事例
(ア)薬剤の投与誤りがあり、薬剤のオーダリングシステム上の防止策を講じた。

(ア)インシデント事例及び重篤な事例
気切カニユーレが気管切開口から逸脱し、無呼吸状態になつたことがあり、人工呼吸器取扱講習会等を開催した。

【対応状況(例)】
(イ)インシデント事例

(ア)クシデント事例)必要な追加輸血が実施されなかつたことがあり、二重の確認を励行することとした。

(薬剤の投与誤りがあり、二重の確認を励行することとした。

(重篤な事例)気管内に経管栄養液を誤注入したことがあり、経管栄養に関する注意事項を作成し、周知徹底を図つた。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東京慈恵会医科大学附属病院	二十三回	千百十五件	四十六件	一件

【対応状況(例)】

(イ)ンシデント事例)

(誤つて他の患者に点滴を実施しようとしたことがあり、ネームバンドによる患者の氏名の確認を徹底することとした。
(ア)クシデント事例)内視鏡による腸管穿孔があり、内視鏡指導システムを見直し、指導医の役割を明確化するとともに、研修用機器による重篤な事例)事前研修を実施することとした。
(重篤な事例)注射液の過量投与による心肺停止があり、同一薬剤のアンプルは一種類に統一することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東京医科大学病院	十六回	三千八百三十件	六百四十九件	〇件

【対応状況(例)】

(イ)ンシデント事例)

(診察時の患者の取り違えがあり、診察時には医師が氏名を名のるとともに、患者本人も氏名を告げて、診察券を提示することとした。
(ア)クシデント事例)処方箋を誤つてコンピューター入力したことがあり、コンピューター画面上の入力ミス防止策を講じた。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
慶應義塾大学病院	二十一回	四百八十三件	七百九十九件	二件

【対応状況(例)】

(イ)ンシデント事例)

(薬剤部が誤つて濃度の違う注射液を病棟に渡したことがあり、二規格以上ある注射液については、見分けがつきやす

いよう棚の位置を改善した。

(ア) 麻酔施行時の患者誤認があり、患者誤認防止ガイドラインを見直し、リストバンドの着用方法を詳細に記載した。

(重篤な事例) 導尿施行時に患者をベッドサイドの白熱灯に接触させ、熱傷を負わせたことがあり、病室での処置の際はベッドサイドに取り付けられた白熱灯の使用を禁止し、スタンダード型の無影灯を使用することとした。

(重篤な事例) 東京女子医科大学病院 委員会の開催回数 十八回 インシデント事例 アクシデント事例 重篤な事例

【対応状況(例)】

(インシデント事例)

点滴ラインと栄養チューブの取り違え防止のため、口径の異なる三方活栓を使用することとした。

(アクシデント事例)

(エックシデンント事例) ライン撮影時の患者取り違えがあり、患者識別バンドを利用し、患者の確認を励行することとした。

(重篤な事例) (腰痛狭窄症) の手術後、肺塞栓症を起こしたことがあり、ハイリスクの患者については手術前に超音波検査で血栓の有無を調べるとともに、深部静脈血栓予防装置を使用することとした。

医療機関名

順天堂大学医学部附属順天堂医院

委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
四十二回	七千六百九十三件	一千四十件	百二一件

【対応状況(例)】

(インシデント事例)

(重篤な事例) 注射薬の投与忘れがあり、指示表記載要綱(医師用及び看護師用)を作成し、その周知を図った。

(ア)クシデント事例)

(ベッドからの転落により患者が上顎前歯を欠損したことがあり、「転倒・転落リスクコア」の作成により患者状況を把握し、離床センサーを導入することとした。

(重篤な事例) 患者がポータブルトイレ使用時に転倒して頭蓋骨を骨折したことがあり、事例再現による看護手順等の周知徹底を図った。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
日本医科大学付属病院	二十回	千五百三十四件	二十四件	二件

医 療 機 関 名	委員会の開催回数	〔対応状況(例)〕	
		インシデント事例	アクシデント事例
昭和大学病院	十九回	四千四百五十二件	百件
東邦大学医学部付属大森病院	二十五回	三千百一件	二件

〔対応状況(例)〕

(イ)過剰シデント事例
 (ア)過剰な輸液があり、指示書等の二重の確認を行うこととした。

(イ)過剰シデント事例
 (ア)薬剤の過剰投与があり、医師及び看護師に對して注射手順の徹底を図った。

(イ)過剰シデント事例
 (ア)アクリシデント事例
 (イ)重篤な事例
 (ア)エンテロバクタ・クロアーカの院内感染があり、衛生委員会の院内感染対策部会及びリスクマネージメント委員会を開催し、院内すべての感染対策を見直し、職員に對して院内感染への注意喚起を促した。

〔対応状況(例)〕

(イ)過誤があり、薬の容器に注意を促すラベルを貼付することとした。

(ア)調剤過誤があり、薬の容器に注意を促すラベルを貼付することとした。

〔院内歩行時に患者の転倒があり、安定のある四点歩行器を導入した。〕

〔重篤な事例〕

〔夜間救急で腰痛を主訴とする患者にエックス線撮影を実施したが、異常が認められなかつたので、湿布薬を処方し帰宅させたが、離性大動脈瘤があつたことがあり、救急の患者には最善の処置及び検査を行うよう職員に對して指示する」とともに、「一次救急及び二次救急では内科医を専従にすることとした。

〔対応状況(例)〕

(イ)過剰シデント事例
 (ア)アクリシデント事例
 (イ)眼内レンズの過剰投与があり、再発防止のため、指示の際はグラム等の単位を正しく記載することの徹底を図った。

(ア)眼内レンズの過剰投与があり、再発防止のため、指示の際はグラム等の単位を正しく記載することの徹底を図った。

〔重篤な事例〕

(イ)過剰シデント事例
 (ア)アクリシデント事例
 (イ)眼内レンズの過剰投与があり、再発防止のため、指示の際はグラム等の単位を正しく記載することの徹底を図った。

(ア)眼内レンズの過剰投与があり、再発防止のため、指示の際はグラム等の単位を正しく記載することの徹底を図った。

〔重篤な事例〕

日本大学医学部附属板橋病院

十九回

二百八十八件

一件

一件

【対応状況(例)】
(インシデント事例) 同姓同名の患者間のカルテの取り違えがあり、注意喚起のためにカルテにはるラベルに、従来の「同姓同名あり注意」に加えて、氏名、病歴番号及び生年月日の記載もできるようにした。
(アクシデント事例及び重篤な事例) 誤つて他の患者に降圧剤を投与したことがあり、氏名及び薬剤名の記載は注射器に薬液を充てんする前に行うこととした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
帝京大学医学部附属病院	二十回	八百九十三件	九百二十六件	二件
杏林大学医学部付属病院	三十五回	二千九百九十六件	百五件	〇件

【対応状況(例)】
(インシデント事例) 患者食に異物混入があり、職員に対し注意喚起を促した。

(重篤な事例) アクシデント事例から転落したことがあり、巡視回数を増やした。

(重篤な事例) 心臓カテーテル検査及び経皮的冠動脈形成術を行つた際、大腿動脈に留置した三方活栓からの出血に起因する出血性ショックがあり、科長会議等を通じて職員に対し注意喚起をした。

【対応状況(例)】
(インシデント事例) 熱性けいれんの既往のある小児患者に対し、けいれん止め薬の分量を誤つて投与したことがあり、小児科当直医師二名が二重の確認を行うとともに、薬剤師も確認することとした。
(アクシデント事例) 左膝内側半月板損傷手術において左右を取り違えたことがあり、「手術、検査における左右・部位確認マニュアル」を作成し、職員に周知した。

聖マリアンナ医科大学病院	十九回	千九百五十件	二百十七件	〇件
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
北里大学病院	二十一回	五千四百五十七件	二千九百二十六件	八十三件
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東海大学医学部付属病院	七回	七千三百三十件	六百三十六件	一件
【対応状況(例)】 （インシデント事例） （異型輸血があり、血液型表示シールを採用することとした。） （アクシデント事例） （検査時の患者取り違えがあり、患者確認マニュアルを見直した。） （重篤な事例） （ベッドからの転落による頭蓋骨亀裂骨折があり、ベッド柵を改良した。）	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例
【対応状況(例)】 （インシデント事例） （輸液セットの選択間違いによる過量投与があり、各部署で輸液に関する再教育を実施した。） （アクシデント事例） （患者による動脈ラインの自己抜去があり、動脈チューブ挿入患者は特定の病棟に入院させることの徹底を図った。） （重篤な事例） （人工呼吸器による呼吸管理患者が気管内チューブを自己抜去しがあり、職員に対する抜去防止策の周知を図つた。）	東海大学医学部付属病院	七回	七千三百三十件	六百三十六件

金沢医科大学病院

十四回

三千三十四件

十六件

一件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)
 患者受付時のID登録に誤りがあり、患者の基本情報が不明である場合は、暫定IDを使用し、二重登録が発生しないようとした。
(アクシデント事例)
 脳波検査時の患者取り違えがあり、検査部門の職員が氏名を確認するとともに、患者本人からも氏名を告げてもらうこととした。
(重篤な事例)
 高齢患者が病棟のトイレ内で転倒し、脳挫傷で死亡したことがあり、看護スタッフが頻繁に病室を訪問するとともに、トイレ、洗面所等の段差を解消した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
藤田保健衛生大学病院	二十三回	三千六百九十三件	三十四件	一件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)

高齢患者の尿検査及び採血において、患者を取り違えたことがあり、入院患者すべてにリストバンドを着用させることとした。
(アクシデント事例)
 人工呼吸器の加温加湿器の蒸留水がオーバーフローして、人工呼吸器内に水が流れたことがあり、注入自動停止装置付きの加温加湿器に形式を統一するとともに、蒸留水は五百CCではなく百CCのものを使用することとした。
(重篤な事例)
 輸液ポンプの電源を入れ忘れたことがあり、事故防止の標語を掲示し、スタッフ全員で確認することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
愛知医科大学附属病院	十九回	三千五百六十六件	三十三件	二件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)
 薬剤師が医師から薬の一包化の指示がないのに一包化したことがあり、処方箋上の指示方法等の変更を行った。
(アクシデント事例)
 経管栄養を受けている患者に対して経鼻胃管と気管カニューレの側孔を誤って接続したことがあり、カテーテルチップ

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
大阪医科大学附属病院	十五回	二千二百四件	四百九十件	四件
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
近畿大学医学部附属病院	二十六回	五百三十三件	一百四件	十件

対応状況(例)	
(インシデント事例) 診察時の患者取り違えがあり、患者を呼ぶ際、姓名のみならず入院病棟、生年月日等も確認することとした。	
(アクシデント事例) 卵巣腫瘍摘出手術時に体内にガーゼを置き忘れたことがあり、ガーゼの数の確認を徹底し、エックス線撮影によるチエックを励行することとした。	
(重篤な事例) 大動脈弁換術中、人工心肺回路が抜け、回路内に空気が混入したことがあり、セットアップした人工心肺回路を別の者が再確認することとした。	
医療機関名	委員会の開催回数
兵庫医科大学病院	二十一回
	五百八十六件
委員会の開催回数	インシデント事例
二十一回	三十三件
インシデント事例	アクシデント事例
(インシデント事例) 吸い飲みに入った消毒剤を誤つて患者に飲ませたことがあり、消毒用に使用する吸い飲みは淡い赤色にコーティングし、消毒薬であることを表示することとした。	(アクシデント事例) 手術後、腹腔内に縫合針を体内に残したまま閉腹したことがあり、閉腹前にエックス線撮影により確認することとした。
医療機関名	委員会の開催回数
川崎医科大学附属病院	四十二回
	二千九百件
委員会の開催回数	インシデント事例
四十二回	百十件
インシデント事例	アクシデント事例
(インシデント事例) 給食に毛髪等の異物が混入したことがあり、厨房の照明施設を改善した。	(アクシデント事例) 人工呼吸器、シリンジポンプ等の医療機器の操作を誤つたことがあり、臨床工学技士による院内講習会を開催し、正確な操作方法の周知を図った。
医療機関名	委員会の開催回数
医療機関名	インシデント事例
委員会の開催回数	アクシデント事例
重篤な事例	重篤な事例

産業医科大学病院	十六回	二千九十二件	七十九件	二件
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
福岡大学病院	七回	二千二百七十件	四十件	二二件
久留米大学病院	二十回	三千三百十二件	五十件	三件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 血液型判定の不一致があり、カルテには血液型シールを貼付するとともに、輸血部の血液型情報を閲覧し、確認できるようとした。
 (アクシデント事例)
 患者が夕食を下膳しているときにいすに引っ掛かり転倒したことがあり、「転倒・転落のリスクファクター十四項目」を作成し、職員に周知し、確認を行うこととした。

(重篤な事例)
 病棟内の輸血保冷庫内の温度上昇により、自己血への細菌検査を実施する必要が生じたことがあり、輸血保冷庫内の温度管理及び保存状態の確認を励行するとともに、警報装置の点検を行うこととした。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 採血管の種類を間違えやすいため、採血管の写真及び使用方法を一覧表にした上で、各部署に配布した。
 (アクシデント事例)
 患者に接続する前のテスト中に、レスピレーター機器に火災が発生したことがあり、業者による医療機器の修理及び保守点検の実施後も、臨床工学技士又は担当看護師長が確認を行うこととした。

(重篤な事例)
 咳痰培養検査の結果、抗酸菌陽性の判定を見落としたことがあり、陽性と判定した場合には、検査担当者が院内感染担当医に直接連絡するよう体制を改めた。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 三足点滴台が転倒したことがあり、五足点滴台に変更した。
 (アクシデント事例)

(重篤な事例) 湯たんぽによる熱傷が発生したことがあり、看護部が「湯たんぽ事故防止マニュアル」を作成した。
MR.I検査終了後に患者が検査台から転落したことがあり、落下衝撃緩衝マットを状況に応じて使
ルの使用を制限することとした。

(注) 一アクシデント事例とは、各特定機能病院が安全管理の体制確保を目的とした医療事故等の院内報告制度において

一 アクシデント事例とは、各特定機能病院が安全管理の体制確保を目的とした医療事故等の院内報告制度において医療事故として取り上げたものであり、インシデント事例とは、各特定機能病院が事故には至らなかつたがひやりとしたりはつとした事例を取り上げたものである。

二 重篤な事例とは、アクシデント事例のうち重篤な結果が生じたものである。

三 筑波大学附属病院における事例は、病院内で起きた医療行為を含むすべての事象のうち患者、外来者、職員等の人身安全に悪影響を及ぼすおそれがあるものを「オオカレレンス事例」と位置付け、これを委員会に報告することとされ

四 京都大学医学部附属病院における事例では、「インシデント事例」と表記している。滋賀医科大学医学部附属病院では、大學生シデント事例とアクシデント事例を区分した報告は行われていない。

また、東京大学医学部附属病院においては、「オオカレレンス事例」と表記している。

これまで、新潟大学医学部附属病院は行わなかった。このようにしていふと、平成十三年十二月まで、大阪大学医学部附属病院及び大阪大学医学部附属病院における事例は、平成十二年の成績である。

シデント事例を合計していふと、これは平成十三年十二月までで、インシデント事例とアクシデント事例を区分した件数を記載していふ。

平成十四年三月十八日提出
質問 第四五号

「核兵器廃絶条約」に関する質問主意書

提出者 山田 敏雅

① 一九九六年七月八日に国際司法裁判所が「核兵器の威嚇及び使用は一般的に国際法違反である」と発表したが、これについて外務省はどのような見解であるか。

どのような順序と方法をもつて進めていくの

右質問する。

内閣衆質一五四第四五号
平成十四年四月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 総貢 民輔殿
衆議院議員山田敏雅君提出「核兵器廃絶条約」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

①について

国際司法裁判所が千九百九十六年七月八日に

その使用は、武力紛争時に適用される国際法の

規則、特に人道法の原則と規則に一般的には反

するが、国家の存続自体が問題となるような自

衛の究極的状況における核兵器による威嚇又は

その使用が合法か違法かについて最終的な結論

を出すことはできない等と述べているところである。

おり、外務省としては、国際連合の主要な司法機関である国際司法裁判所が同意見の中で示す

た見解について、厳粛に受け止めるべきものと

考
え
て
い
る。

平成十四年四月二十五日

衆議院会議録第一二十八号 議長の報告

に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成都市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 首都圏整備法及び近畿圏整備法について、

首都圏の既成都市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する規定を削除する等、所要の改正を行つこと。

2 首都圏の既成都市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律を廃止すること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年における首都圏の既成都市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成都市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止しようとする本案の措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月二十四日

国土交通委員長 久保 哲司

衆議院議長 締實 民輔殿

第十一条 免許状を有する者が、次の各号のいずれ

(失効)

教育職員免許法の一部を改正する法律案 右

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

かに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

四 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状を有する者が教育職員である場合に際しては、「第一項」を「同項」に改める。

第五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「免許状取上げ」を「第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条第一項第一号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

第六条第三項第一号を削り、同項第二号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第一号とする。

第七条第一項第一号を「第七又は第八」と改める。

第八条第一項中「又は第七」を「第七又は第八」と改める。

第九条第一項中「、その免許状を授与したときから五年以上十年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間」を削る。

第十条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条 免許状を有する者(教育職員以外の者に限り)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

第十四条第一項「学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又

いて、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

四 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

第五条第一項中「授与権者」を「免許管理者」に改め、同条第三項中「前条の規定による免許状取上げの処分に係る」を「第一項の聽聞に際しては、「第一項」を「同項」に改める。

第六条第一項中「第十一条第二項又は第十二条の授与権者」を「免許管理者」に改める。

第七条第一項中「第十一条第二項又は第十二条の授与権者」を「同項」に改める。

第八条第一項中「所轄庁免許管理者を除く。」は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知する。

第九条第一項中「第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。」は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知する。

第十条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十一條第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十二条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十三条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十四条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十五条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十六条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十七条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

第十八条第一項第一号に該当するとき(懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法

第十一項第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)第十一項に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一項第一項の規定により免許状書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

第三条 第九条第二項の改正規定の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

第五条 新法第十条第二項の規定は、施行日以後に免許状が失効した者について適用し、施行日前に免許状が失効した者については、なお従前の例による。

第六条 新法第十一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事由により解雇された者について適用し、施行日前に同項に規定する事由により解雇された者により解雇された者については、なお従前の例による。

による。

第七条 新法第十一項第二項の規定は、施行日以後に同号第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を行った場合について適用する。

第八条 この法律の施行前に旧法第十一項の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、新法第十一項第四項の規定は適用しない。

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「免許状取上げ」を「教育職員免許法第十一條第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

三 教育職員免許法第十一条第一項第一号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

教員免許制度の弾力化を推進するため、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科等の教授を担任することができるようになるとともに、特別免許状を授与するための要件を緩和し、その有効期限を撤廃するほか、教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を図るため、教員免許状の失効及び取上げ処分に関する規定を整備すること等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 高等学校の専門教科等(看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉等)の教諭の免許状を有する者が中学校(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学校部を含む。)の相当する教科及び総合的な学習の教授又は実習を担任することができるることとすること。

3 普通免許状を有する者が、三年の教職経験により、要修得単位数を軽減して、隣接校種の普通免許状を取得できることとする。

4 特別免許状について、学士の学位を有することを撤廃するなど授与要件を見直すとともに、五年から十年以内とした有効期限を撤廃すること。

5 免許状の失効に関する現行の規定を見直し、国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたときは、その免許状は失效することとともに、私立学校の教員が国立又は公立の学校の教員の場合における

げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一項に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一項の規定により免許状に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

失効及び取上げ処分に係る規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校(特殊教育諸学校の小学部を含む。)の相当する教科及び総合的な学習の時間の教授を担任することができる」と。

2 高等学校の専門教科等(看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉等)の教諭の免許状を有する者が中学校(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学校部を含む。)の相当する教科及び総合的な学習の教授又は実習を担任することができる」と。

3 普通免許状を有する者が、三年の教職経験により、要修得単位数を軽減して、隣接校種の普通免許状を取得できることとする。

4 特別免許状について、学士の学位を有することを撤廃するなど授与要件を見直すとともに、五年から十年以内とした有効期限を撤廃すること。

5 免許状の失効に関する現行の規定を見直し、国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたときは、その免許状は失効することとともに、私立学校の教員が国立又は公立の学校の教員の場合における

懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、その免許状を取り上げなければならないこととする。

6 学校法人は、その設置する私立学校の教員について免許状の失効又は取上げ事由に該当すると認めたときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならないこととする。

7 懲戒免職の処分を受け免許状が失効した日から三年を経過しない者には免許状を授与しないこととするとともに、免許状取上げの処分を受けた者について免許状を授与しないこととする期間を二年から三年に延長する。

8 この法律は、平成十五年一月一日から施行すること。ただし、1から4については、平成十四年七月一日から施行すること。

9 この法律の改正に伴い、学校教育法の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、教員免許制度の弾力化を推進するとともに、教員の資質の保持及び教職に対する信頼の確保を図るため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月二十四日

文部科学委員長 河村 建夫

衆議院議長 綿貫 民輔殿

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号

明治二十九年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二 東京一〇一
番 四都五十一
財 港区虎ノ門二丁目
場 省印局
省 印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部
(配本体送
料一〇〇円
別)